

令和 4 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月11日

議 題

議案第4号 江南市新工業用地整備事業基金の設置、管理及び処分に関する
条例の制定について

議案第5号 江南市上下水道事業経営審議会条例の制定について

議案第10号 江南市下水道条例の一部改正について

議案第15号 市道路線の認定及び廃止について

議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

農地転用等審査事業

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

都市計画道路整備事業（江南通線）

第3条 地方債の補正のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

街路改良事業

議案第21号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第5条 地方債のうち

震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

橋りょう長寿命化事業

道路改良事業

街路改良事業

江南布袋南部土地区画整理事業

議案第24号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第27号 令和4年度江南市水道事業会計予算

議案第28号 令和4年度江南市下水道事業会計予算

議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳出

研修会について

出席委員（7名）

委員長	片山裕之君	副委員長	岡本英明君
委員	鈴木貢君	委員	稲山明敏君
委員	尾関昭君	委員	中野裕二君
委員	三輪陽子君		

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議長	堀元君	議員	古池勝英君
議員	大藪豊数君	議員	宮田達男君
議員	石原資泰君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君
主 事 山 田 都 香 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

経済環境部長 平 野 勝 庸 君

都市整備部長兼危機管理監 野 田 憲 一 君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長
古 田 義 幸 君

商工観光課長 横 山 敦 也 君

商工観光課主幹 藤 田 明 恵 君

商工観光課副主幹 宇佐見 裕 二 君

農政課長 菱 川 秀 之 君

農政課副主幹 岩 田 浩 和 君

環境課長 牛 尾 和 司 君

環境課主幹 前 田 茂 貴 君

都市計画課長 石 坂 育 己 君

都市計画課主幹 影 山 壮 司 君

都市計画課副主幹 小 島 宏 征 君

都市整備課長 鵜 飼 篤 市 君

都市整備課副主幹 山 本 健 太 郎 君

土木課長 酒 匂 智 宏 君

土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	柴 垣 伸 道 君
建築課長	村 瀬 猛 君
建築課副主幹	源 内 隆 哲 君
防災安全課長兼防災センター所長	石 川 晶 崇 君
防災安全課主幹	大 矢 幸 弘 君
水道部下水道課長	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課主幹	吉 本 晴 永 君
水道部下水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道部下水道課副主幹	大 池 慎 治 君
水道部下水道課副主幹	今 枝 寛 君
水道事業水道部水道課主幹	尾 関 高 啓 君
水道事業水道部水道課副主幹	加 藤 考 訓 君
水道事業水道部水道課副主幹	安 田 裕 一 君

○委員長 ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

おはようございます。

新型コロナウイルスの感染者は、江南市におきましてもいつときのピークは過ぎましたけれども、まだまだ 1 日 100 人に近づくほどの患者数がありまして、依然予断を許さないという状況でございます。

本日の委員会におきましても、感染拡大予防のためにマスクの着用を必須といたしますので、よろしく申し上げます。

また、11年前の本日、3月11日、皆さんも御存じのとおり、東日本大震災が発生した日でございます。その関係もございまして、本日の午後 2 時 46 分に、審議の途中でありましても一時中断いたしまして黙祷をささげたいと思いますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

なお、昨日議案第 22 号、議案第 29 号の訂正の件が承認されました。当初予算書等のデータはまだ差し替えられておりませんので、議案等訂正書の数字に置き換えて審査をいただきますようお願いいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いします。

○市長 皆さん、おはようございます。

今、委員長のほうからお話ございましたように、昨日議案第 22 号につきまして一部訂正をさせていただきました。お認めをいただきましてありがとうございました。この件につきまして、委員の皆さん方には大変御迷惑をおかけしますことを改めておわびを申し上げます。

去る 2 月 24 日に 3 月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

○委員長 それでは、市長は公務のためここで退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 4 号 江南市新工

業用地整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてをはじめ11議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第4号 江南市新工業用地整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

○委員長　それでは最初に、議案第4号 江南市新工業用地整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長　それでは、議案第4号につきまして御説明申し上げますので、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第4号 江南市新工業用地整備事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。

17ページには、制定条例案を掲げてございます。

補足説明はございません。よろしくようお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　　これは議案質疑でいろいろあったと思うんですけども、これは開発規模は16.8ヘクタールでしたっけ、全体でいくと何ヘクタールぐらいあって、その残りの部分ってどういうふうにご考えておられるのか。

○商工観光課長　　令和2年9月の全員協議会の段階で16.8ヘクタールという形で一旦保留にさせていただくということになっておりまして、今回、基金条例を積みさせていただくということで、事業着工自体はまだ未定なんですけれども、面積自体はその令和2年9月の全員協議会のときと同じ16.8ヘクタール、もともとはもっと大きい面積を想定していたとは聞いておるんですけども、例えば二子山古墳のほうとかあの辺りも含めるともっと大きい面積だったとは思いますが、埋蔵文化財の試掘調査だとかそういったことも踏まえまして、恐らく二子山古墳の周りだとかは埋蔵文化財もある可能性が高いですし、あの周辺は、御存じかもしれませんが、住宅だとか工場だとかも建っておりますので、比較的一番当初に想定しておりましたエリアの北側部分というのは除外する形になりまして、最終的といいますか、令和2年度にお示しさせていただいた16.8ヘクタールになった段階で北側のほうは外しているという状況でございます。

○中野委員　　これは具体的に整備内容ってどういう形になるんですか。道路を整備したりとかという内容だと思うんですけども、ちょっとその辺の具体的な内容を教えていただきたいんですけども。

○商工観光課長　　まず、事業着工となりますと、1年目にお金を示さない形で地権者の方に金抜き同意のほうを取って行って、今のところその想定面積のエリアの方皆さんの、金抜き同意というんですけども、この同意のほうが取れましたら、一応手法としましてはまだ確定ではないんですけども、江南市と他の行政で協力して進めていくという手法を考えておりまして、江南市としてはあの周辺の道路だとかそういったインフラ整備のほうをさせていただいて、協力していく行政のほうですと、実際の買収、お金を払って買収して、その工業団地の内部のほうの整備とかをしていただいて、実際に企業に売却していくという形の流れになるんですけども、金抜き同意を1年

目に取りましたら、そのまま用地の買収のほうに、実際江南市ではないんですけれども、入っていくという審査会のほうを経まして、実際に今度は金額の入った契約に向けての同意のほうを2年目以降取っていきまして、それで3年目以降造成工事のほうに入っていくことになるわけなんですけれども、一応事業期間としては6年間で想定しております。

その間に、2年目、3年目ぐらいの間で予定としましては埋蔵文化財の発掘調査のほうをさせていただきまして、その進捗状況といいますか、発掘状況に合わせて造成工事のほうも進みが早まったり、ちょっと遅まったりとか、その辺の調整はあるかなというふうに考えております。

そんなような形でかなり概略になりますけれども、6年間かけて事業のほうを進めていくという計画でおります。

○中野委員 議案質疑では予算規模は示せないという話だったんですけれども、今大体概算でどれぐらい見込んでおるのか。現状、今6年間というお話なんですけれども、地元の地主たちが、言い方は悪いけど、やると言ったりちょっと二転三転している状況もあるので、その辺の地主の感情というか、その辺のつなぎ止めみたいなものはどうなっているのか。いざ土地の購入となったときにその辺は大丈夫なのかなあという。

○商工観光課長 確かに地主の方だとか、あと地元の方に対しては進めるという方向で説明会をさせていただいた経緯もございますので、いろいろ御心配、御迷惑をおかけしているところでありますので、当然事業着手となったときには、先ほど言いました金抜き同意、それに併せてというか、それと同時進行みたいな形になると思うんですけれども、地権者、地元を含めた地元説明会のほうを開催させていただきたいなというふうには思っております。

金額につきましては、ちょっと今議会の答弁でも金額が独り歩きしちゃうといけないので、具体的な金額はなかなか言いにくい部分はあるんですが、例えば今回当初予算のほうで基金の積立額は1年間で1億円とさせていただいております。恐らく他の行政と協力して進めていくという形を取るの、市として予算で想定しておるのはインフラ整備の部分だけになるんですが、インフラ整備だけとはいいまして、今の基金の年間の積立額で進めていくと、令和2年度で想定した予算額といいますか想定額まで積み立てようと思

うと、10年以上かかる。なのではっきり言いますと、10億円以上は周辺整備だけでもかかりますので、買収分となりますと、買収は他の行政のほうでやっていただくということになりますけれども、恐らくそちらのほうは本当に地権者との買収の価格がかかってきますので、なおのこと言えなくなっちゃうんですけれども、当然インフラ整備なんかよりも、10倍とは言いませんけれども、何倍か高くなりますので、それこそ市で想定している事業費よりもひよっとしたら桁が1つ大きくなるぐらいの、買収まで含めますと、そういった事業費になってくるかなというふうに思っております。

すみません、ちょっとかなり金額はイメージしづらいかもしいんですけれども、ちょっと具体的な金額を示さずに御説明しようと思うと以上になります。

○中野委員　　以前、この企業誘致の説明があったときに、ざっくりした事業計画みたいなものは示していただいて、あのときに僕の記憶でいくと二、三十億円だったのかなあという記憶があって、この基金を積んでいく部分でいくと、今、1億円ずつで、課長がおっしゃったように、なかなか間に合うのかなあという心配もあるんですけれども、これから大きい事業もたくさん重なってくるので、今財政調整基金が大分積み上がってきたとはいえ、いろいろな事業が重なってくるので、その辺の心配というか危惧もあるんですけど、その辺は財政課のほうといろいろ相談しながらという形になるのかなあと思うんですけど、その辺は大丈夫。

○商工観光課長　　こちら本議会でお答えさせていただいている部分も含まれるのかなあと思うんですけれども、先ほど中野委員に申しあげました想定しているインフラ整備分の想定金額がたまるのに10年以上かかりまして、想定の実業期間が6年見えています。合わせると16年以上ということになります。当然スムーズに事業のほうで、工業団地の整備の実業が終わってからスムーズに立地される企業が工場の建設着手に入って創業となりますと、恐らく本当に20年ぐらいかかっちゃうようなお話になってしまうと思っております。

ですので、始める時期としましては、現時点でもいろいろ企業のほうからお問合せとか、曾本のエリアについてお問合せとかもいただいている状況で

すので、今やっぱり進めるタイミングではあるのかなあというふうには肌では感じております。

そんな中、先ほど言いましたお金がたまるまで待っていてやっていると、そういった今の企業ニーズとか、今ウクライナの問題とかもありますし、どんどん変わっていっちゃうと思いますので、基金の積んでいく金額の見通しを設定するといえますか、議会でも御答弁させていただいておるんですけども、以前、令和2年度から進めようとしていたときは新しい課を1つ設けてそちらのほうで進めようという考えもありましたので、まずはそういった形になるかどうかは分かりませんが、人員の体制のほうをしっかりと調える準備をさせていただいて、人員が調うなという段階になりましたら、事業の具体的な着手のほうを考えていきたいなあというふうに思っております。

○中野委員　　最後、もう一点だけ。

基金とはちょっとずれるかもしれないんですけども、あそこはたしか30ヘクタールぐらいだったと思うんですけど、面積は。16.8ヘクタールという10ヘクタールぐらい残って、あそこで今農業をやっている方も結構あって、やっぱりそこを維持していくとか、それでなりわいとしている人もいるので、その辺、農政課と連携してそういう方のケアってどうなっているのかなあと思うんですけど、今後どうなるのかなあと思うんですけど。

○商工観光課長　　今の委員の御指摘なんですけれども、正直、具体的なところはまだ考えてはいないんですが、やはり先ほど申しあげました地元説明会の中でしっかり御理解いただけるように、まずは御説明のほうからさせていただこうかなというふうに考えております。

○中野委員　　その辺は農政課と今後連携していくということでもいいのかな。

○商工観光課長　　まだちょっと連携していくかどうかこれからちょっと検討させていただきたいなあというふうに考えております。

○委員長　　この件につきましては、私も一般質問の中に話をさせていただきましたけれども、やっぱり地元の方も音沙汰がないというのは非常に心配なんです。

というのも、やっぱり何年もかかってしまうと代も替わってしまって、売ろうかなあという意思があった方も気が変わるということもあり得るし、代が

替わるとまたやっぱり売らないという話になっちゃうかもしれないし、なので先ほど課長も言われたとおり地元の説明会、やっぱり皆様には絶えず進捗をお知らせして、一般質問の中でも市長がやっぱりこれは進めるべきだという話もされていまして、方向性は決まっているので、できるだけ多くの面積の中でできるように準備を進めていただきたいと思います。

それとやっぱりお金のこともあるんで、県のほうも関連してくると思いますが、県のほうとも企業庁のほうとも十分連携を取りながらやっていかないと、いざやるときに、企業庁ではやらないよと言われてたら話にならない話なんで、絶えずそこも見越してお願いします。

ほかに質問ありませんか。

○三輪委員　この条例の第6条のところに、繰替運用というのがあるんですが、「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」というふうにあるんです。これはこの目的以外でもこの基金がほかのところにどうしても必要になったときは替えられるという、そういう意味なのかちょっと説明を。

○商工観光課長　こちらの基金条例の条例案のほうなんですけれども、今、第6条の繰替運用というところでの御質問でございまして、こちらで積んでいく基金というのは、新工業用地、今のところは曾本地区の工業用地の整備事業に充てていくというところで、第2条のほうで基金の設置目的が書いてございまして、第7条のほうを見ていただきますと、処分ということで第2条の事業の財源に充てる場合に限って処分することができるとなっておりますので、基本的には、今であれば曾本地区の工業用地の整備のみに充てるということで、今おっしゃられたようなほかの事業に充てていくという考えはございませんので、よろしくお願いします。

○三輪委員　そうすると、この第6条の意味がよく分からんのですが、例えば曾本地区以外のところでそういう必要が生じた場合はそこに使うこともあるということなんですか。

○商工観光課長　第6条につきましては、実際お金を基金で積んでいった基金だとか、今回は予算上ないですけれども、今後基金利子だとかそういった

部分につきましては、会計担当のほうで運用のほうをしていただくことになるんですけども、こちらにつきましては基金に属する現金というのを歳計現金と書いてありまして、調べましたところ、準備金という意味のようでした、流動性確保のため中途解約可能な商品などで運用するということで、現金を別の金融商品で運用することができるという意味なのかなというふうに思っております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 51 分　　休　憩

午前 9 時 51 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 4 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号 江南市上下水道事業経営審議会条例の制定について

○委員長　　続きまして、議案第 5 号 江南市上下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　　それでは、議案第 5 号の説明をさせていただきますので、議案書の 18 ページをお願いいたします。

令和 4 年議案第 5 号 江南市上下水道事業経営審議会条例の制定でございます。

はねていただきまして、19ページ、20ページには条例の案を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　今回は両方を一緒にするという事なんですけれども、今まで別々に行っていたのを1つにするということで、人数的には少なくなると思うんですけど、結局人数として今までとどう変わるかと、ちょっと再度改めて今までは2つ別々だったものを1つにする理由を、すみません、もう一回確認をお願いします。

○水道部下水道課長　　こちらのほう、組織としましては第3条のほうで10名以内の委員をもって組織しということでございまして、1番で市議会議員、2番のほうで各種団体の代表者、3番のほうで学識経験を有する者、4番で公募に応じた者というふうな組織で考えております。

組織のほうで、こちらのほうを統合することによって、今までもおのこの審議会のほうで10名ずつの委員を行っておりまして、トータルしますと20名ということになります。統合させていただいて10名という形の組織で一応考えているものでございます。

統合する理由でございしますが、こちらのほうにつきましては比較的類似する内容となっておりますので、もともと別々で動いてはいたんですが、料金改定とかそういったことを今後の審議をしていく上でも、水道事業とともに下水道事業のほうの使用料を審議していただくほうが効率的な運営ができるものというふうにご考えてございまして、今回統合するものでございます。

○委員長　　よろしいですか。

○三輪委員　　例えば学識経験者の方などが今までより半分に多分減ることだと思っておりますけど、こういうのに詳しい方がきちんと入っていただけるようにという、そういう点を考慮していただければと。

あと、公募の方も人数が減るわけですが、そういう方の意見はしっかり反映していただければと思います。要望ですけど。

○委員長　　じゃあ要望という形で。

○尾関委員 委員で学識経験者と各種団体の代表者というのはもともと上水道、下水道ともに重複している方なんですよね、ほぼほぼ。なので、今回議員と公募の人が減るだけかなあというイメージではいます。

あと、特別会計として別物を1つの審議会ですべてやっています。別物という言い方変だけど、会計上違うものを一緒にやっても問題ないのかというところが分からなかったんで、その辺りは問題ないのか。あと年何回ぐらい開催するつもりでいるのか教えてください。

○水道部下水道課長 こちらのほうは、ちょっと順番が逆転しますが、まず審議会のほうは通常ですと2回程度を予定しております。まず7月ぐらいに決算のほうの審査的なものを行っていただきまして、2月頃に予算的な内容のほうを審議させていただくものでございます。通常はそちらのほうの2回ということですが、当然料金改定とかいろいろ今後の上水道、下水道に関してもいろいろ議論が出てくるときには回数を増やすふうで考えておりますので、よろしく申し上げます。

こちらのほうの組織のほうにつきましては、委員が言われるように、学識経験者と市議会議員と各種団体ということでございまして、違ったものを同じときにやるのはどうかということではございますが、会議の中で一つ一つ下水道と上水道のほうの内容を審議させていただくということで、時間のほうはかなり長くなるのではないかなあというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長 じゃあ、ほかに質問は。

稲山委員、よろしかったですか。先ほど手を挙げて、大丈夫ですか。

ほかに質問ございます。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時58分 休憩

午前9時58分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 江南市下水道条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第10号 江南市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部下水道課長 続きまして、議案第10号の説明をさせていただきますので、議案書の38ページをお願いいたします。

令和4年議案第10号 江南市下水道条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、39ページには江南市下水道条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。

参考といたしまして、40ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 鈴木委員 これはここに書いてある雨水貯留浸透施設整備計画に係るということで書いてあるんですけども、基本的にこの改正する理由、所要の整備ですと、この目的は何でしょうか。確認する意味でちょっとお聞きしたいんですが。

- 水道部下水道課長 今回の改正の趣旨といたしましては、国の言われております気候変動の影響による降雨量の増加を見据えまして、整備等に限界のある浸水被害の対策区域におきまして、地域の関係者が一体となって雨水浸透や貯留に関わる取組を促進するため、民間事業者等による自主的な取組を積極的に支援するものでございます。

具体的に、それに伴って上位のほうの流域関連の下水道法のほうが改正に

なったことによって、市のほうの下水道条例のほうも改定させていただいたというものでございます。

○鈴木委員　　今話を聞いて、国の一つの指針というか考え方に沿ってこういうふうな地域と一体となって治水をやっているということだと思います。

ただ、具体的に何か、地域というのは何か民間とかそういう意味合いなんですか。ちょっとそこが理解しづらいところ。

○水道部下水道課長　　こちらのほうは、国のほうが特に都市部のほうで、要するに河川のほうとかの浸水対策や貯留槽とかも限界がある地域、本当に都心部に限られてくると思うんですが、そういったところに関してはもう民間の力をお借りしてでも浸水被害を軽減していかないといけないということでございまして、それに対して国のほうが補助とかを民間に対して行うというものでございます。

それに基づいて市のほうが認定をしていくというような形になってくるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木委員　　関連ですが、従来あった建築法というか緑化規定とかいろんな考え方がありましたよね。何か新しい開発をするときに、そういったものの兼ね合いはどういうことなの、ちょっとその付近、従来あるそういう民間が開発するときの貯留に関する取決めとか、それとはまた別の次元の話ですか。

○水道部下水道課長　　これとは別の話で、流域治水という考えの下で、独自に貯留施設を造るという形になります。

○鈴木委員　　分かりました。また勉強させていただきます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時02分　休　憩

午前10時02分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 市道路線の認定及び廃止について

○委員長 続いて、議案第15号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案第15号につきまして御説明申し上げますので、議案書の81ページをお願いいたします。

令和4年議案第15号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

議案書の82ページに認定路線調書を、83、84ページに認定路線位置図を、85ページに廃止路線調書を、86ページに廃止路線位置図を掲げております。

なお、87ページは、認定・廃止の理由を掲載した参考資料となっております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時04分 休 憩

午前10時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

農地転用等審査事業

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

都市計画道路整備事業（江南通線）

第3条 地方債の補正のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

街路改良事業

○委員長 続きまして、議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、農地転用等審査事業、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、都市計画道路整備事業（江南通線）、第3条 地方債の補正のうち、水質保全対策事業（昭和用水地区）、街路改良事業を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いま

すので、よろしく申し上げます。

最初に、経済環境部環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○環境課長　それでは、環境課所管の補正予算について御説明させていただきます。

まず、歳入といたしまして、議案書の156、157ページをお願いいたします。

157ページの中段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、江南市ごみ処理施設建設事業等基金利子でございます。

次に歳出でございます。

170、171ページをお願いいたします。

171ページの最下段、4款1項2目環境保全費の環境基本計画改訂事業、1枚はねていただいて、4款2項1目清掃費の愛北広域事務組合関係事業、中段の江南丹羽環境管理組合関係事業、下段の尾張北部環境組合関係事業、1枚はねていただきまして、175ページの上段、ごみ処理施設建設事業等基金管理事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員　171ページの業務委託料なんですけど、656万7,000円の予算の中で436万7,000円ということで220万円の減額なんですけど、これは委託料の入札か何かでこういった減額になったとは思うんですけど、この委託料で何者で入札されて、最低と最高って分かります。ちょっとそれを教えてください。

○環境課長　この環境基本計画改訂の委託契約ですけれども、4月8日に5者で入札をしました。一番高かった会社は1,012万円、落札、一番低かったところがこの契約した会社で436万7,000円ということでした。

○稲山委員　はい、分かりました。

○委員長　よろしいですか。

○稲山委員　この5者で1,012万円と436万円とこの差の開きというのは何がこんなに差が開いたかというのは分かります。

入札ですので、その辺の詳しいことまではあれですけど、予算を656万7,000円に設定するときにある程度のやっぱり見積りは取っておると思うんですけど、そんな中でこの1,012万円とかいう数字が出てくるということ自体がちょっと腑に落ちんのですけど。

○環境課長　今回の入札を全て申し上げますと、今の1,012万円というのと748万円、569万8,000円、491万7,000円、契約額の436万7,000円でした。ちなみに、これは第3次の環境基本計画ですけども、10年前の第2次の環境基本計画の策定するときも予算が682万5,000円、落札価格が462万円です。

これは環境基本計画ですので、今、御存じのとおり、環境問題というのはかなりカーボンニュートラルだとかいろんなところで話題になっておられて、コンサル自体も得意不得意があると思いますので、その辺の関係でこのばらつきが出ているというように考えています。

ちょっとそこぐらいまでしか分かりません。

○稲山委員　安いにこしたことはないですけど、その内容を精査するときには建設だとか土木だとか目に見えたものが実際にそれができるのとちょっと違いますので、その辺のことも考慮して金額の策定というか、その辺も一遍ちょっと精査していただいたほうがいいかなと思いましたが、質問させていただきます。以上です。

○委員長　発言ありますか。

○環境課長　今後十分注意してやっていきたいと思えます。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○鈴木委員　ごみ処理施設建設事業等基金管理事業ということで4億円ちょっとが出ていますが、これは非常によろしいことかと思うんですけど、さくっともうこれは令和10年に稼働していくというようなことを聞いておるんですけども、そうした場ですけども、これもちょっと確認する意味で、今考えた総事業費に対して江南市、1つの建設時にどれぐらいの用意をしないあかんかという部分、ちょっとそれをまずお聞かせ願いたいんですが。

○環境課長　この基金を一番最初につくったときに、平成30年に尾張北部環境組合がPFIの導入可能性調査を実施したときの建物の価格ということで238億7,000万円という金額を基に積算しています。そこに起債分だとか国の

循環型社会形成推進交付金だとかを差っ引いたところで、江南市の負担額は13億8,000万円というところで、当初その半額を目標で積み立ててきましたけれども、組合の入札がストップしまして延びたということで、できる限り13億8,000万円に近づけたいというところで今積立を行っております。

○鈴木委員　その13億円、一応当初どおりそこまでまずは積もうということだけど、今これは従前も積立額があると思うんですが、今累計でどれぐらいあるか分かりますか。

○環境課長　今、13億8,000万円と言いましたけれども、この基金には江南丹羽の解体費もありまして、そちらのほうは目標額が5億4,000万円となっておりますので、足した金額になります。

令和3年度、今回の予算をお認めいただいたら、累計で新ごみ処理施設の建設のほうで11億6,000万円、江南丹羽の解体のほうで2億4,000万円が基金のトータル累計になるということでございます。

○鈴木委員　今の数字を聞きまして、本当に今建設資材がすごく上がっているということも含めて、本当に予定とは違う部分が出てくると思いますので、これだけずれ込んできますと。

そういうことも含めて、これは財政当局との今後また積立の関係等あるとは思いますが、極力一遍に負担が来ないような取組を考えていただければと思いますので、適宜こういったものを通じてどれぐらい積む、目的のこれぐらいというまた進捗について御報告願えればと思っておりますので、今日はここでこれ以上は聞きませんので。

○委員長　じゃあ要望という形でよろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○三輪委員　江南丹羽環境管理組合関係事業のところ、補正としては私も委員で出ているので分かるんですが、どこで聞いたらいいのかわからないのでお聞きするんですが、この議会運営費負担金で今6人委員がいるんですけど、これは全体の半分を江南市が負担しているということなんですが、ちょっと6人必要ないんじゃないかなと。新ごみのところは3人しかいなくて、本当に今後やる新ごみはもうちょっと人数がいてもいいんですけど、これから解体していくところなので、あまり発言する方もないですし、これを例え

ばもうちょっと減らしたほうがいいというのほどこで言ったらいいのかお聞きします。

○環境課長 組合で決まっておりますので、組合のほうで言っていたければと考えています。

○三輪委員 江南市から例えばそういう要望というか、節約じゃないけど減らすという考えからいうと、その要望みたいなのが出せるかなと思ったんですけど、またじゃあ組合のほうでも言いますが、よろしく。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 農政課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳入につきまして、議案書の154、155ページをお願いいたします。

最下段の16款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の説明欄にございます新規就農・経営継承総合支援事業費補助金、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業費補助金でございます。

続いて、議案書の158、159ページをお願いいたします。

上段の22款1項3目農林水産業債、1節農業債の説明欄にございます水質保全対策事業債（昭和用水地区）でございます。

次に、歳出につきまして、174、175ページ下段をお願いいたします。

6款1項1目農業費で、説明欄にございます担い手育成支援事業につきまして増額補正をお願いするものでございます。

続いてその下、農地保全推進事業につきまして、増額補正と繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

続いて、1枚はねていただきまして、176、177ページの最上段をお願いいたします。

県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業につきまして増額補正をお願いするものでございます。

続いてその下、県営たん水防除事業（新大江地区）負担事業につきまして増額補正をお願いするものでございます。

なお、別冊の令和3年度江南市3月補正予算説明資料の10ページ、11ページに県営水質保全対策事業（昭和用水地区）の負担事業の位置図を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

また、第2条の繰越明許費につきましては、148ページの第2表 繰越明許費補正、第3条の地方債につきましては、149ページの第3表 地方債補正を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　その県営水質保全対策の昭和用水地区の事業の内容について、すみませんが、どんな対策をしていくのか。県の事業ですけど、分かっているとこで教えてください。

○農政課長　県営水質保全対策事業の昭和用水地区でございますが、この施設というのは昭和用水土地改良区が維持管理をしておる施設でございます。木津用水から大口町、扶桑町、江南市というふうな水路がございます。田んぼに供給する水路がございまして、今回の工事につきましてはその田んぼに供給するパイプラインの管の更新事業に当たります。

この更新につきましては、県営事業でやっておるわけでございますけれども、その負担割合として国が50%、県が40%、地元が10%ということで、地元の10%のうち受益面積割合によって負担割合が決まっております。江南市は10%のうちの81.84%を負担しておるという事業でございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員　1点だけお願いたします。

175ページですけれども、農地転用等審査事業でタブレット端末を購入するという事なんですが、これは何のために必要なのか、その具体的な活用方法を教えてください。お願いたします。

○農政課長　現在、農業委員会では年1回農地利用最適化推進委員7名によ

り、農地利用状況調査を行っております。これは農地の耕作状況を調査しておるわけなんです、現在は紙の図面で調査をしておるんですが、雨が降ったり、汗をかいたりしてなかなか数字が見えないこともあるんですが、今後タブレット端末導入により、その記録も容易にできるということと、新たに写真も撮れるということで、効率化が図れるというふうに考えています。

また、調査結果についても、今までは図面を基に会計年度任用職員がその図面から約1か月を要して結果の収集をしておったんですが、これからは一括で収集ができるということで、1か月の入力作業が不要になって効率化が図れると考えています。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○三輪委員 今の175ページの上のところの担い手育成支援事業で150万円追加ということなんですが、これは新たにこの事業の補助金を受けられ方が決まったということでしょうか。それは何人ぐらいあるということですか。

○農政課長 今回補正をお願いしているのは、新たに1人が新規就農者を認定することによって、その補助金を交付するために増額補正をお願いしたものであります。

現在新規就農者の人数でよろしかったですか。

この方を含めて11人お見えになります。

○中野委員 今のちょっと付随するんですけども、これは補助金を出した方って、3年ぐらいでしたね、たしか補助金を出す期間って。何か何年か決まっていて、その後も継続して農業を続けられているのか、ちょっとその辺あれなんですけど。

○農政課長 補助金は最大5年間ということでございます。

今までで交付を受けて、交付がもう終わったという方は3人お見えになりまして、そのうち2人は離農をしております。1人はまだ農業をやっております。

○中野委員 正直なかなかその補助金が終わっちゃうと、なりわいとしては継続できないというところで、やっぱり販路をつくっていかんと、結局補助

金を出してもそういうことになっちゃうと、補助金を出してもあまり意味がないとは言わないんですけれど、生活できるようにしていかないと結局そういうことなのかなあと思う。その辺どうお考えなのか。

○農政課長 交付を受けている新規就農者につきましては、年2回面談を行っております。それぞれの悩みだとかそういうのを聞いて、当然行政として何か支援できることであれば支援させていただきたいというふうに考えていますので、そういったバックアップで何とか継続してもらえるようお願いしていきたいと考えています。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査をします。

じゃあ、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）のうち、商工観光課が所管します補正予算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして御説明させていただきますので、議案書の154、155ページ中段をお願いいたします。

15款4項6目1節商工費交付金で3億121万3,000円でございます。

はねていただきまして、156、157ページ最上段をお願いいたします。

16款2項5目1節商工費補助金で1,400万円でございます。

次に、歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の176ページ下段をお願いいたします。

7款1項1目商工費で720万8,000円の減額と、歳入に伴います財源更正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、177ページの説明欄、創業支援事業で108万7,000円の補正を、はねていただきまして、179ページ最上段、江南市プレミアム付商品券発行支援事業で64万5,000円の減額を、その下、ニューあいちスタンダード認証制度促進奨励金交付事業で508万2,000円の補正を、その下、江

南市中小企業者等応援金交付事業で273万2,000円の減額を、はねていただきまして、181ページ最上段、江南市民花火大会補助事業で1,000万円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　179ページのニューあいちスタンダード認証制度促進奨励金はかなり今回補正が増えているということなんですけど、多分当初の見込みよりかなり多かったということなんですけど、その件数。その下の今度は江南市中小企業者等応援金は少し減っているんですけど、この辺の件数の見通しと、実際どうだったかについてお尋ねします。

○商工観光課長　　まず、ニューあいちスタンダード認証制度のほうから御説明させていただきます。

昨年臨時会のほうで補正予算をお認めいただいた際の積算根拠といたしましては、認証制度のちょっと簡単な御説明になりますけれども、星のない認証店、それから星が1つから3つまでのランクがございまして、星のない認証店と星1つの認証店につきましては5万円の奨励金、星2つにつきましては8万円、星3つにつきましては10万円の奨励金を差し上げるということで、当初の予算段階では275件、内訳としましては5万円の奨励金が90件、8万円のほうは75件、10万円が110件を想定しておりまして、結果といたしましては291件、件数としては16件ほど増えているという状況なんですけれども、内訳のほうで大分差が出ておりまして、5万円の奨励金に当たる件数は20件、8万円が72件、10万円の奨励金が199件ということで、当初想定していた5万円が90件が20件ということで、70件5万円の奨励金と想定していたところが減ったのかなと。逆に10万円の奨励金のほうは約90件ぐらい増えましたので、想定していた内訳のほうは私どもが見込んでおった認証店よりも星3つの認証店が多かったなあということで、今回500万円を超える補正をお願いするものでございます。

江南市中小企業者等応援金につきましては、こちらにも簡単に触れますと、国の月次支援金事業と、県のほうでもこの中小企業者等応援金事業、こうい

ったもので交付を受けている事業者に対して市のほうでも応援金を支払わせていただくという事業になりまして、予算段階では125件の想定でおりましたが、今回事業を終えた結果としては115件ということで10件減りましたので、270万円を超える減額と。

ごめんなさい、国のほうの制度が今125件と115件なんですけれども、県のほうの事業者が160件を想定しておりまして、県のほうの事業者が40件とかなりちょっと少なくなっておりますので、トータルで270万円を超える減額のほうをお願いさせていただくものになります。

○尾関委員 江南市中小企業者等応援金交付事業ですが、今のこの月次支援金または愛知県中小企業者等応援金の交付を受けた者というところが対象になったということで、これは10月臨時会で上げていただいた内容だと思うんですが、苦情というかクレームというか、期日が超えてしまって受け取れなかったという連絡がありました、私のほうに。その辺、実際この2者に対しての国と県のほう、どういうアナウンスだったのか、アナウンスはなしで交付に至ったのかとか、あとこぼれた人に対して延長は認められなかったよということも聞いておりますので、何か予算を見る限りでは次年度もないみたいですけど、何かこういう新たな考えというのはないのかなあというところなんですけど、お聞かせください。

○商工観光課長 まず周知につきましては、市のホームページ、あと広報「こうなん」の11月号のほうに掲載させていただきまして、併せて同じ11月号の商工会議所ニュース、それから報道機関のほうには、記事にさせていただけたところ、いただけなかったところがございますけれど、報道機関に情報提供、あとイベント情報メールなどで情報のほうを配信させていただいたり、締切りが近づきますとメール等で、もう締切りが近いですよといったことも周知のほうをさせていただきまして、実際市のほうにも、締切りが年末までだったんですが、12月28日までだったんですけれども、それを年明けてから、随分たってからちょっと全く気づいていなかったということでお問合せがあった方はいらっしゃいましたけれども、申請はもう年内で締め切っておりますので、その辺りは御理解いただけたかどうかはちょっと別にしまして、こちらからは説明のほうをさせていただいて、ちょっと申請期間を超えてか

らの申請というのは受けていないという状況ですので、もし今後同じような事業を行うということになりましたら、もう少し周知につきましては、紙媒体のものはそんなに回数は増やせないと思うんですけども、メールだとかホームページだとかは内容の更新だとか、メールの発信回数をちょっと検討する必要があるかなというふうに考えております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質問はありますか。

○鈴木委員　　1つお伺いします。

この創業支援補助金について、これは多分増額ということになってはいるんですが、この中身、ちょっとこれについてお聞かせください。

○商工観光課長　　創業支援事業の今年度の現時点での内容について申し上げますと、こちらにつきましては創業ということですので、一定の業種に対して開業された場合は開業費用を上限金額60万円を目安に補助金のほうをお支払いさせていただいておるんですけども、今年度は開業の60万円につきましては2件ございまして、あとは賃借料のほうもこちらもトータルの上限は60万円で、なので1年分ですね。なので1か月で上限5万円で年間1年分で60万円を最大の上限とさせていただいております、これは年度の初めからというわけではないんですけども、年度の途中から認定させていただいて、賃借料の補助をさせていただいているのが3件ございまして、内訳といたしましては25万円のものと13万4,000円のものと10万3,000円のものがございます、それを全部合わせますと168万7,000円になりますので、当初予算の60万円との差額を増額補正お願いしているものでございます。

○鈴木委員　　本当にこういうことで応援していくというのは非常にいい制度、補助金だと思うんですけど、今回の場合こういった業種、差し支えなければどんなところがこうした支援を受けられたか、ちょっと参考までに教えてください。

○商工観光課長　　業種について申し上げますと、開設費用の2件につきましては、2件とも飲食業でございます。

賃借料につきましては、小売業が2件とサービス業が1件でございます。

○鈴木委員　　分かりました。

○委員長　　よろしいですか。

○鈴木委員　　はい、了解です。結構です。

ほかに質問は。

[挙手する者あり]

○委員長　　大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申し出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議がございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大藪議員　　ありがとうございます。

それでは、御許可いただきましたので、歳入です。

157ページ一番最上段、商工観光課、このげんき商店街推進事業費補助金についてちょっと詳しく教えてください。

○商工観光課長　　歳入のげんき商店街推進事業費補助金は、こちらは江南市プレミアム付商品券発行支援事業のほうに充てさせていただいておりまして、県からの補助金になります。

通常時ですと、こういった商品券の発行支援事業のほうに使用はできない補助金メニューになるんですけども、今、新型コロナウイルスが感染拡大防止という観点で昨年度、今年度とこの県のげんき商店街のメニューのほうに商品券発行支援事業だとかが含まれることになっておりますので、今回歳入としていただけますので、財源更正という形で上げさせていただいております。

ちなみに、昨年度のプレミアム付商品券のときもこのげんき商店街の補助金のほうを県のほうからいただきまして歳入のほうで上げさせていただいております。

○大藪議員　　大体こういった金額というのはそういったプレミアム商品券のほうにいくという例が多いんですが、実はこれは県のほうからの内容を調べてみますと、プレミアム商品券はもちろんなんですが、ほかにも人材強化事業ですとか、それから空き店舗対策事業、ほかにも地域コミュニティ活性

化事業、それからにぎわい創出事業、国の採択事業、そして地域消費拡大事業、この地域消費拡大事業が一般的に言われるプレミアム商品券の関係です。そして最後が緊急課題対応事業など結構広い範囲で利用できる大変江南市にとってはありがたい県の補助金になっております。

これを先ほど言いました地域消費拡大事業のみに絞られたのか、ほかにも利用されたのか。もし地域消費拡大事業に絞られたとするならば、他の事業になぜ利用しなかったのか教えてください。

○商工観光課長　今の御質問につきまして、県のほうのこの補助要綱といたしますかマニュアルの内容を見ておりますと、複数の事業に該当する場合は、いずれか一つの事業とすることということで、昨年度、今年度と江南市プレミアム付商品券発行支援事業のほうで使わせていただいております、実際のところこれまでで他の事業での利用というのはございませんので、よろしくお願いいたします。

○大薮議員　分かりました。

これはぜひとも地域消費拡大事業、これは次はないかもしれないですけども、これはまた別の国の補助金などでも充当できる部分があるかもしれません。県としてはこれだけ幅の広い利用方法がありますので、またそういったことも御検討いただいて、今後ともぜひともこういったことも御検討をお願いしたいという要望で終わります。以上です。

○委員長　要望で受け止めてください。

ほかに質疑はないですね。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようですので、土木課に行く前にここで休憩を取りたいと思います。

午前10時42分　休　憩

午前10時58分　開　議

○委員長　それでは、若干時間は早いですけれども、皆さんそろいましたんで始めたいと思います。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

都市整備部土木課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 土木課長 議案第18号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第13号）のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の156ページ、157ページの中段をお願いいたします。

17款2項1目2節土地売払収入、説明欄の廃道水路敷地売払収入で944万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の180ページ、181ページの中段をお願いいたします。

8款2項1目の道路橋りょう費に192万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

181ページの説明欄をお願いいたします。

道路台帳整備事業につきまして192万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

また、令和3年度江南市3月補正予算説明資料の7ページ、8ページに廃道水路敷地売払収入の位置図を掲載しておりますので、後ほど御覧くださいようお願い申し上げます。

補足説明はございません。御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようですので、続いて都市計画課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 都市計画課長 都市計画課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入につきまして御説明いたします。

議案書の156ページ、157ページをお願いします。

上段の16款4項3目1節都市計画費交付金に111万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げますので、180ページ、181

ページをお願いいたします。

下段の 8 款 4 項 1 目都市計画費は6,619万2,000円の補正増をお願いするもので、182ページ、183ページ上段まででございます。

ページをはねていただきまして、184ページ、185ページをお願いします。

中段の 8 款 4 項 3 目公園緑地費は202万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれ右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないですか。

○鈴木委員　ちょっと私もこのことは一般質問で質問したかと思うんですが、このことについてはあまり深掘りしなかったつもりなんですけれども、要するに今後こうしたことは継続的にこういった負担が続くであろうということがバス関連事業についての見積りなんですけれども、今後そうはいうものの、いろんな意味で対策で利用者を増やすとかそういうことにかかっておるんですけれども、もう一度そのことを含めて、こういったものは一人一人の恒常的にこれからずっと続かないようにするためのことについて、質問の中でも御答弁、ほかの議員からでも議案質疑の中でもあったと思うんですけれども、少しその対策についてちょっと整理して、こういう格好でこういった赤字補填を抑えていくことについて確認させてください。

○都市計画課長　かなり補助金のほうが高額になってきておりますが、なかなかこれを縮減していくというのは難しいかもしれませんが、まず1つ考えられるのは、もう既にこの今年度の4月から減便しておりますが、全体で7%コロナ禍前より減便しております。

1つ考えられるのは、さらなる減便というところなんですけれども、やはり減便をあまりし続けてしまうと、やっぱり利便性が落ちますので、そうするとさらなる利用者、公共交通離れにつながるおそれがありますので、その辺は利用状況を見ながら、必要に応じて減便については慎重に進めていく必

要があると思っています。

あと、利用促進というところで、これも本会議のほうでも説明しておりますが、地道なところなんですけれども、今年の令和3年10月8日でございますが、Home & nicoホールで開催された高齢者教室、こちらのほうでお出かけに便利な公共交通の使い方という講座を開きまして、高齢者に対して公共交通についてのPRをさせていただきました。このときに、名鉄バスのほうも一緒に連携いたしまして、車両も持ってきていただいて、乗り方、なかなか高齢者の方も乗りたいんだけど乗り方がちょっと分かんないとか、そういった方も見えますので、そういった意味で高齢者の方にこういった乗り方というのを知っていただくという意味もあって開催しております。

あと、利用促進でいうと、江南・病院線なんですけれども、江南駅から江南厚生病院間、この朝夕の利用が大きく減っております。恐らく江南厚生病院にお勤めの方の利用というのが変わってきたと。というのは恐らく公共交通を使わずに自力でお勤め先まで行くとか、そういった方が増えてきたんじゃないかなあとと思っています。

ですので、もう既に江南厚生病院のほうには了解を取っておりますけれども、これからお勤めになる方とか、既にお勤めの方も含めて、ちょっとチラシを配って、ぜひ公共交通の利便性のよさというのでもPRしながらちょっと利用促進のほうも努めていきたいというふうに考えております。

あと、経常費用のところ、やっぱり固定費、いわゆる人件費とか、あと車両に係る維持費等、この辺の固定費をやっぱり利用者が減って減便もしていると、そういう中で余剰車両とか、人員はなかなか縮減は難しいかもしれませんが、そういった申入れも既にしてはしておりますが、こちらについても引き続き名鉄バスのほうに申入れをしていきたいと考えております。

○中野委員　　今、固定費という話があったんですけど、この6,800万円のバスの維持費だったり人件費だったりというところだと思うんですけど、その辺のちょっと内訳をお聞きしたいんですけども。

○都市計画課長　　経常費用の中身のお話ですよ。

○委員長　　今すぐ出そうですか。

○都市計画課長　　ちょっと名鉄バスから一応もらっておるんですけども、

ちょっと内部的資料過ぎてちょっと公表は難しいので、すみません。

○中野委員　この辺を今後どう考えていくか。今、コロナ禍でテレワークが増えて大分、さっき課長がおっしゃったように移動がバスから車になったとか、そういう変更もあるのかなあとと思うと、これをこのままずっと垂れ流しじゃないんだけど、出していくというのもどうなのかなあと思うんですけど、ただ減らしてしまえば、今度足の確保、回復したときという考え方もあるので、非常に難しい問題ではあるとは思いますが、さっきおっしゃったように、利用促進を地道にしていってもらうしかないのかなあと思うんです。ただ、新規で乗っていく人を確保していく方法しかないのかなあと思うんですけど、特に案もなく、すみません、いいです。

○稲山委員　1点確認ですけれど、私の記憶の中では、江南団地から江南厚生病院までの間、これは何年か前にも一般質問にさせていただいた記憶があるんですけど、暫定的な、試験的な運行を始めるといった最初の流れだったと思うんですけど、これは。それで、何年か前に一般質問で、これがその当時もうやはりある程度の、3,000万円ぐらいの赤字が出ておったと思うんですけど、いつまで続けるんだと、その暫定的な試験運転をという話でしておったと思うんですけど、これが本格運行に移行したのはどういう理由なんだろう。僕は、これは基本的には、ある程度数年やって、その赤字分を含めてこれはもう見込みがないなといったときに廃止するべきだなあとこの話をしたと思うんですけど、これは何事もないように本格運行というか、路線の一つとして運行しておくこと自体が何かちょっとおかしいような気がするんですけど、僕の勘違いなら別にいいんですけど。

○都市計画課長　江南団地線のスタートは平成25年からということで、当時は20便でスタートしておるんですけども、その後10便に減らしたんです。これは当然利用状況を見て少ないということで10便にします。

この今年度の4月から、さらに今5便ということで減らしております。これは利用状況を実際に私も全部10便乗りまして利用状況を見て、やっぱり全く乗っていないわけではありませぬので、ですので明らかに利用が少ないダイヤというのは減らしたということで、今残っている5便というのがあくまでもやっぱり必要なダイヤということで残しておりますので、よろしくお願

いたします。

○稲山委員 必要な5便ということで本格運行に移行したというのは、何年から。

○都市計画課長 恐らく平成25年から本格運行ということで。

○稲山委員 いや、当初は試行運転だという話だったと思うんだけど、僕は。取りあえずやってみてという話が最初の当時の出だしだったと思うんだけど、違えば違うでいいんだけど、そして見直していくというような話があったと思うんだけど、それが運行便の減少だけで本当にどんどん赤字が膨れ上がっていくだけの話になっていくもんだから、そのいこまいC A Rの兼用ということもあるもんだから、その辺はもうちょっとしっかりとやっていただかないと、ちょっと予算的にももうこれ以上は厳しいんじゃないかなあと思うんだけど。

○都市計画課長 今回の区間の話ですね。いわゆる江南団地と江南厚生病院ということで、地域拠点間の交通ということになるんですけども、今の公共交通の基本的な考え方の中では、コンパクトエリア外で今あるこの路線については、できる限り維持していくという方針はもう既にその中で出ておりますので、これはやはり本格運行というふうに認識しています。

その基本的な方針をつくったときはまだ10便ありました。やっぱり議会からのそういった利用状況が悪いという中で、先ほど申し上げましたように、実際に我々職員も乗って調査した上で、今必要なダイヤというのを配置しておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○稲山委員 まあ言うことないわ。

○委員長 ほかに。

○三輪委員 今に関連してなんですけど、江南団地の方のお話を伺いますと、行きがあっても帰りの便がないとかそういう状況になって、今ちょっとバスが使いづらい。江南団地のほうも高齢化していて、本来ならもっとバスを使っていきたいんだけど、そういう状況なので、行きは直接行っても、帰りは駅回りで戻らなくちゃいけないとか、そういう状況もあって、先ほどもありましたように、コロナ禍の中、なかなか公共交通の利用というのは難しいところもあるんですけど、やはりこれですぐ簡単に減便というのはさら

にバス離れというのがある、やっぱり慎重に考えていただきたいと思えます。

あと、ちょっと大口町の例なんですけど、大口町コミュニティバスが回っていて、でも大口町もやはりなかなか乗る人がなくて、学校へ行って、子供に親と一緒にバスに乗ってみよう。子供も今バスの乗り方を知らない子供が多いんですよ、車ばかりなので。たまにアピタ江南西店とかにバスに乗っていくみたいな、そういうのを宣伝して、行ってみたら面白かったとかいうので多少バスが増えたみたいな、これは大口町の話なんですけどあって、大口町も何か一生懸命そういう乗車を増やすというのをやっているという、あそこはもう本当にバス停なんかもしょっちゅう見直して、便利なようにしているということもあります。

本当に今高齢化の中で、どういうふうにするか公共交通の足を確保していくかというのはすごく難しいところではあるんですが、単純に空気を運んでいるから減らせというのはちょっとどうかなということで、ぜひ慎重に今後を見据えてやっていただきたいというふうに思います。

- 委員長 じゃあ、要望という形で。
- 中野委員 公園のほうなんですけど、公園等整備事業、（仮称）1号公園なんですけど、これの設計のほうのちょっと考え方をまずお聞きしたいんですけれども。
- 都市計画課長 江南布袋南部土地区画整理事業内に配置する街区公園ということですので、江南布袋南部土地区画整理事業内の居住している方が利用されるというのが前提になります。

です、小さい子供からお年寄りまで全ての方が憩いの場として利用していただくというのが前提として今考えております。

- 中野委員 そうすると、芝生公園とかそういうものが一般的なイメージができるんですけれども、この辺の維持管理も含めてどういうふうにするか。やっぱりかなり芝生の手入れとかメンテナンスって年間維持費もかかっていくと思うので、その辺も効率的に考えていくのか、そこは致し方ないという考え方なのか、その辺はどうなのか。今大分維持できる団体も減ってきて、なかなか管理に毎年毎年お金がかかっていっている状況なので、

その辺も含めて設計のほうは考えているのか。

- 都市計画課長 維持管理は当然必要になってまいりますので、今年度は基本設計ということで来年度の実施設計に向けて、いわゆる公園の骨格となるような公園施設の配置とか、諸施設の形状だとか、あと基盤施設、あと植栽等について、基本的には概略の設計を行うというのが基本になります。

来年度の中で、やっぱり当然経済性とか機能性とかデザイン性とか、そういったものを含めてさらに細かいところというのはその実施設計の中で決めてまいりますので、当然今後のそういったランニングコストとかそういったことも含めて詳細な設計は今後決めていきたいというふうに考えています。

- 中野委員 そういう設計部分を議会にいつぐらいに示されていくのか。私個人的には、あそこは布袋駅東複合公共施設もあって、今、新しい布袋駅ができてきて、布袋駅東複合公共施設とつながるような近くに1号公園ができてくるので、一体でいろんなことを考えるべきなのかなあと思っていて、布袋駅東複合公共施設が子育て支援センターだったりとか民間の保育園みたいな、ああいうのができたりとかという感じでいくと、プロモーションの中でそういう考え方もできるんじゃないのかなあと思っているんですね。

そういう部分でいくと、今、1号公園でいくと、一般的な公園で駅前になるのもうちょっとプロモーションできるような考え方はないのかなあと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

あと、議会にいつぐらいに示されるとか。

- 都市計画課長 今言われたような公園の位置づけというのはちょっと今考えておりませんが、議会に対しましては基本設計、概略設計の内容につきましては、6月の委員協議会の中で御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 中野委員 はい、分かりました。

- 委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて都市整備課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長　　都市整備課所管の令和3年度江南市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の148ページ、149ページをお願いいたします。

148ページ、第2表　繰越明許費補正として、8款4項都市計画費、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、その下、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、その下、都市計画道路整備事業（江南通線）を掲げております。

149ページ、第3表　地方債補正といたしまして、起債の目的欄の上から3つ目、街路改良事業を掲げております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

158ページ、159ページ中段の22款1項4目2節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

182ページ、183ページ上段、8款4項2目都市整備費は、184ページ、185ページ中段まででございます。補正予算額1億1,489万1,000円の減額と財源更正及び繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、令和3年度3月補正予算説明資料の12ページから16ページにそれぞれ位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　布袋駅付近鉄道高架化整備事業の中でいろんな事業が減額になって1億円以上安くなったというのは大変いいと思うんですけど、今、布袋駅東の、建設なんかすごい値上がりしている中で、よくこれだけ減額できたなと思うんですが、何か特にここでこういうことを工夫して減らしたというか減額したというのが何か特徴的なものがあれば教えてください。

○都市整備課長　　工事費につきまして、まず予算編成に当たりましては県の単価、あと必要な見積り等を取って予算編成段階では積算させて計上をさせていただいております。

その後、発注に当たりまして、ある程度その予算のほうでは、先ほど委員

が言われますように、材料費の物価上昇等も踏まえて予算計上させていただいているんですけど、その工事発注の段階で改めて次年度の県の単価表、また見積り等を徴収しております、その結果の要因もございまして金額については変動するということになるかと思うんですけど、今回、特にそれ以外の要素で金額のほうが減額になったというところにつきましては、提案理由の説明のときにもちょっと触れさせていただいておりますけど、ここの中で例えば側道復旧工事費、上から6個目ですね、につきましては、こちらは市道の南部267号線、155号線よりも南の鉄道敷の西側のもともと仮線で線路用地で使っていたところの市道の復旧ということになります。こちらのほうはもともと畑等があったところで、地権者の方より借地をさせていただいて、その畑土の復旧というのがございました。そういった中で、その購入の畑土以外に今回布袋の南部地区の学習等供用施設の隣接地に駐車場を寄附いただいたという経緯がございまして、その畑土を流用するという事で減額要素になっているという部分と、あとその下の桁下防護工工事費、こちらにつきましては尾北高校南側の側道の西側の桁下防護工工事になります。こちらでも予算編成の段階では、基本的にはその工事自体を夜間に施工するという事で夜間に係る積算をしております。実際、今年度発注に当たりまして、鉄道事業者と協議したところ、昼間作業ということで協議が調ったということで、今回この3,200万円ほどの減額をさせていただいた。そういうところが要因でございます。

○委員長　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて水道部下水道課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　令和3年度一般会計補正予算（第13号）のうち、水道部下水道課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の184ページ、185ページの下段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

内容につきましては、185ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として418万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほどの議案第21号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）で御説明させていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時28分 休 憩

午前11時28分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長 続きまして、議案第21号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の223ページをお願いいたします。

令和4年議案第21号 令和3年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、223ページから224ページに、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、企業債の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、225ページから229ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

はねていただきまして、230ページ、231ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、上段の1款1項2目他会計負担金から、最下段の2項6目消費税及び地方消費税還付金までを掲げております。

はねていただきまして、232ページ、233ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、上段の1款1項1目污水管きよ費から最下段の2項1目支払利息及び企業債取扱諸費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

上段から2段目、雨水流出抑制施設設置等補助事業につきまして、12月補正予算により増額補正いたしました。さらに見込みを上回る申請がございましたので、61万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、この補助金につきましては、予算流用で対応させていただきまして、議決後流用戻しをさせていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

次に、234ページ、235ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、上段の1款1項1目企業債から、最下段の5項2目他会計補助金までを掲げております。

はねていただきまして、236ページ、237ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款1項1目污水管きよ整備費から、238ページ、239ページの上段の2項1目企業債償還金までを掲げております。

恐れ入りますが、237ページ説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

下段、管きよ布設事業のうち、工事請負費につきましては、枝線管きよ布設工事及び舗装復旧工事の設計変更により減額するとともに、マンホールポンプ場電気設備更新工事費を計上することによりまして、合わせて2,925万

円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、令和3年度3月補正予算説明資料の17ページに工事位置図を掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○尾関委員　237ページ、マンホールポンプ場電気設備更新工事費ですが、たしか合同説明会の折に、ガス漏れによる破損ということで全額東邦ガスが負担していただけるという旨で、負担金として552万5,000円というのを計上していただいている、市の負担はないよという説明が事前にいただいているんですけども、じゃあこのマンホールポンプに対しての現況として動作の支障がどんな感じで出ているのかということをお聞かせください。

○水道部下水道課長　現在の状況といたしましては、ガス爆発で電気設備の回路のほうの蓋のほうが破損したというような状況でございまして、今のところは致命的な破損が見られないため、通常に作動しておるような状況でございます。

ただし、マンホールポンプの施設は年2回の委託業者の点検も行っておりまして、2月14日の点検でも異常は確認されてはいないため、今すぐポンプが停止するような不具合のリスクは低いというような状況ではございます。

しかしながら、このマンホールポンプ場に異常があった場合に、LTE回線を用いたメールにより職員に通知が来るようなシステムがございしますが、この事故が発生した以降、度々不具合の通知が職員のほうに来ておりますので、何らかちょっと回路のほうでやはり異常が発生しているかなということしておりますので、引き続きマンホールポンプ場の異常がないかを注視しつつ早期の修理のほうを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○尾関委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○三輪委員　同じページのところの管きょ布設事業のほうが大幅な減額にな

っているんですけれども、先ほどの説明がちょっとよく分からなかったので、何か特に減額になった理由をもうちょっと詳しくお願いします。

○水道部下水道課長　こちらのほうは一般的に枝線管きょ布設工事費、こちらのほうの減額につきましては、契約に至った請負の減額が大きなところでございます。また、舗装復旧工事につきましても、今現在、五明地区のほうを行っておるんですが、こちらのほう、ちょうど南側と北側と2つのところにまたがっております、昨年度の南側の部分の舗装工事について今年度工事を行っているような状況ではございますが、こちらのほうの舗装面積が昨年度の工事の中で行えた、郷中の舗装工事とか、生活に支障があるところは先行してやらせていただいたところもございますので、こちらの部分で今年度やる枝線のほうが減ったというような状況でございます。

○三輪委員　ちょっと確認ですが、今年減った分が次に回るとかそういうことではなくて、見込みが結構高く見積もっていたということですか。

○水道部下水道課長　高く見積もっていたというわけではなくて、今年度の分を昨年度施工分でやれてしまったというところでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時38分　休　憩

午前11時38分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第5条 地方債のうち

震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

橋りょう長寿命化事業

道路改良事業

街路改良事業

江南布袋南部土地区画整理事業

○委員長 続きまして、議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第5条 地方債のうち、震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）、水環境整備事業（宮田導水路地区）、橋りょう長寿命化事業、道路改良事業、街路改良事業、江南布袋南部土地区画整理事業を議題といたします。

なお、審査の方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、経済環境部商工観光課について審査をいたします。

○経済環境部長 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

商工観光課の令和4年度当初予算の審査に当たりまして、このたびの江南市観光協会補助金の減額について、改めておわびを申し上げます。今後はこのようなことがないように、適切な判断、必要な対応に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。御迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

○委員長 それでは、当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○商工観光課長　それでは、議案第22号　令和4年度江南市一般会計予算につきまして、商工観光課が所管いたします内容を御説明申し上げますので、令和4年度一般会計予算書及び予算説明書を御覧ください。

初めに、歳入でございます。

30、31ページをお願いいたします。

上段、14款1項4目1節労働使用料でございます。

次に、54、55ページをお願いいたします。

最上段、16款2項5目1節商工費県補助金でございます。

次に、62、63ページをお願いいたします。

中段、21款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目11節雑入のうち、説明欄、商工観光課分、小規模企業等振興資金融資利子補給補助金返還金ほか3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

286、287ページをお願いいたします。

5款1項1目労働費につきまして、説明欄、就業相談等運営事業から、はねていただきまして、最上段、すいとびあ江南施設整備等事業まででございます。

次に、302、303ページをお願いいたします。

7款1項1目商工費につきまして、説明欄、人件費等から、はねていただきまして、308、309ページの中段、江南市民花火大会補助事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　305ページの下、18節の負担金、補助及び交付金のところで、中小企業振興補助金というのが50万円あるんですけど、これは今までなかったと思うんですけども、どういう企業にこの補助金を出していくのかというか、そういうものか教えてください。

○商工観光課長　委員がおっしゃるとおり、こちらの中小企業振興補助金に

つきましては令和4年度から実施していくものになりまして、こちらは中小企業振興会議というものを今年度2回開催させていただいております。その会議の中で人材確保策ということで企業が就職説明会にエントリーする際の費用の一部に充てていただくということで設定のほうをさせていただいております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質問はありますか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　　ただいま大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　大薮議員、議案質疑のほうでやられていますので、ダブらない程度でよろしくをお願いします。

御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員　　ありがとうございます。

今、委員長がおっしゃったんで、議案質疑の内容とはダブらないところでお伺いしたいと思います。

309ページの改めて藤まつりの中止の影響額について、影響額はやっておりませんので、影響額についてお伺いします。

中止となった藤まつり開催予算について、補助金が減額修正され、市長はじめ市幹部が陳謝をされましたが、中止を決定した観光協会から何か謝罪等、何か御連絡はあったのかどうか。

そして、それとともに観光協会からは予算減額の連絡、申出というのはあったのかどうか。

さらに、市の補助金を算定する際、観光協会からの中止の連絡を失念していたのかどうか。

観光協会を完全に……。これはもう一個です。別ですね。

観光協会を完全に民間委託できないのか。

以上、4点お願いします。

○商工観光課長 4点ということですので、今御質問いただいた内容につきまして、ちょっと控えた順番にお話のほうをさせていただきたいと思えます。

藤まつり中止に伴います影響額といたしましては、減額のほうを504万2,000円させていただきますので、当初訂正前の予算で申し上げますと809万2,000円となりますので、その差額といたしましては305万円が残ることになります。この305万円の内訳といたしましては、藤まつりは開催中止とさせていただくんですけれども、会場のほうの清掃費だとか、あとライトアップのほうは、ちょっとこれも新型コロナの状況を見ながら進めさせていただくという条件、前提にはなるんですけれども、そういった費用のほうを含めまして127万円、それから令和4年度の藤まつりは開催中止と決定しておるんですけれども、令和5年度に向けましての藤まつりにつきましては、今のところ開催する想定でございまして、そちらのほうの準備が今年の11月下旬、12月入るぐらいから取りかかりますので、そちらの再来年度に向けました藤まつりの準備費用といたしまして127万4,000円、あとは藤まつりに関係ございませんが、観光ガイドマップのリニューアル費用ということで50万6,000円を入れさせていただいておりますので、305万円の内訳は以上でございます。

あと、観光協会からの謝罪の連絡ということになりますと、我々事務局のほうをさせていただいておりますけれども、事務局として申し上げますと、特に観光協会のほうからの謝罪の連絡は今のところございません。

あと、予算減額の申出につきましても、今のところはございません。

あと、中止の連絡につきましては、こちらにつきまして事務局といたしまして2月の上旬に経済環境部長のほうから各派の代表者の皆様にお伝えのほうを原則させていただいておりますが、御指摘のあったとおり、議案質疑で御指摘いただくまで予算説明会等で中止だけでも予算のほうが減額していませんといったことは御説明のほうはしてございません。

あと、観光協会の民間委託という検討というお話がございましたけれども、今のところそういった検討はしたことはございません。以上になります。

○大薮議員 ちょっと不思議なことをおっしゃったんで、そこをちょっとお聞きしたいんですが、3つ目の質問です。

観光協会からは予算減額の連絡、申出があったかどうかということに対し

て、なかったのに予算減額できるんですか、一体全体。

例えば先ほどおっしゃったように、観光協会というのは商工観光課が兼ねてみえるのはよく分かりました。以前もそんなような話が、土地開発公社の話とかいろいろありました。たまたま観光協会の事務局と商工観光課のスタッフが八重ているだけですよね。本来は、これは独立した別の組織じゃないといけないわけですから、本来その事務局が判断したからオーケーではなくて、会長からそういった申出、正式にきちとなければいけないはずの減額の連絡、申出というのはあったかどうか、もう一回確認します。ないのにそんな勝手にそんなふうにしたらよくないんじゃないですかね。

○委員長　　どうですか、この質問に対して回答ってできます。

○商工観光課長　　こちらの今回の当初予算書の訂正につきましては、あくまでも江南市の市観光協会に対する補助金の予算ということで訂正のほうをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○大薮議員　　会長の御意向を教えてください。

○委員長　　会長の御意向。会長というのは……。

暫時休憩します。

午前11時52分　　休　憩

午前11時56分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの話をまとめますと、この予算に関しては江南市がつける予算なんで、下げるのは江南市で決められるということでもいいんですね。ということでよろしかったですね。それで結構ですね。

○経済環境部長　　こちらの予算は江南市の予算でありますので、江南市の姿勢として観光協会の補助金というのは減額後の額ということで算定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○大薮議員　　分かりました。

○委員長　　ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので終わりますので、農政課に行く前にここで昼休憩に入りたいと思います。

午前11時57分 休憩

午後1時03分 開議

○委員長　それでは、少し早いようですけれども、皆様そろいましたので始めたいと思います。

休憩前に引き続き会議を再開します。

続きまして、農政課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長　農政課が所管する予算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

36、37ページをお願いいたします。

中段の14款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に、52、53ページをお願いいたします。

最下段の16款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

次に、56、57ページをお願いいたします。

下段の16款4項2目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

はねていただきまして、58、59ページをお願いいたします。

最下段の17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、説明欄にあります農政課の関係1項目でございます。

はねていただきまして、60、61ページをお願いいたします。

下段の19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、説明欄にあります農政課の関係1項目でございます。

はねていただきまして、62、63ページをお願いいたします。

下段の21款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、説明欄にあります農政課の関係1項目でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

下段の22款1項3目農林水産業債、1節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

288、289ページをお願いいたします。

下段から300、301ページ上段まで、6款1項1目農業費でございます。

次に、その下、6款2項1目林業費でございます。

以上が歳出でございます。

なお、別冊の令和4年度江南市当初予算説明資料の20ページから28ページにかけまして、県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業など施行箇所的位置図を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

また、第5条の地方債につきましては、予算書16ページの第5表 地方債を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　じゃあ、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○稲山委員　　297ページの県営用排水施設整備事業の丹羽排水地区の負担事業なんだけど、説明の中で令和3年度から令和8年度までの事業だということで、調整池の設計だというふうにしたしか聞いておったんですけど、説明資料の25ページに、この実施設計等には排水路ということで、Lイコール6.2キロメートルという現況の丹羽排水の、丹羽用水路の地図があるんですけど、ここのどの部分の、この調整池の設計はどの部分の設計なのかちょっと教えてほしいんですけど、その内容とどういった規模のものをやるのか。

○農政課長　　まず地図に調整池が掲載していない理由につきましては、県のほうから、今、調整池の土地の所有者と交渉というか、お話をしている段階でありまして、公表につきましてはちょっと控えてほしいということがございましたので、池が、扶桑町地内には造るわけなんですけれども、どこに造るかはちょっと公表は控えてほしいというふうに県のほうから言われたので、そういうことで御理解のほうをお願いしたいと思います。

○稲山委員　　規模的な話というのも、それは。

○農政課長　　規模については資料がございますので、少しお待ちください。

すみません、規模の資料、今ここで持っておりませんので、後ほどお持ちさせていただきます。お答えさせていただきます。

○委員長　　じゃあ、後ほどお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　　今のところで確認なんですけれども、先ほど昭和用水のところで聞いたように、ここにずっとある10%とか18%とかというのは、先ほどと同じ理由で、市の負担割合と、それから地域面積の割合ということで確認してよろしいでしょうか。

○農政課長　　はい。この昭和用水地区の県営事業につきまして、負担割合は先ほどの補正とも同じでございますので、よろしくお願いします。

○三輪委員　　そのほかの、下にありますそれぞれの事業のパーセントもそういうことでよろしいでしょうか。

○農政課長　　事業によって負担割合の率につきましては、排水施設とか用水施設によって負担割合の決め方が違ってございまして、例えば用水施設でございますと受益地の面積割合になります。排水施設、丹羽排水路みたいな水を受け入れる施設につきましては、その流域面積の負担割合ということでなっております。

○三輪委員　　ありがとう。

○中野委員　　1点だけ、すみません、289ページの食育推進事業、これは新規事業で上がっているんですけれども、これは具体的にどういう内容なのかちょっと教えていただければ。

○農政課長　　この補助金は、国の助成制度でございまして、農林漁業の体験の機会の提供などを地域の関係者が連携して取り組む食育活動の推進を支援する補助金でございまして、今回お願いする補助金50万円については、認定農業者である一般社団法人が市内で実施している幼稚園児、保育園児を対象としたサツマイモ掘りの体験に係る経費について、2分の1というふうに補助率が決まっておりますので、それが、経費が100万円かかるものですから、その50万円を今回上げさせていただきました。

○中野委員　　100万円のうちの半分、50万円を補助する。その芋掘りに100万円もかかるということ。

○農政課長　その事業者からは、1回だけではなくて、1年を通して何回かその芋掘り体験をして、100万円かかるということで申請が出てきましたものですから、そのうちの半分ということで補助金のほうを手当しておるところでございます。

○委員長　よろしいですか。

それでは、ほかに質問はありませんか。

○三輪委員　299ページにある江南市土地改良区農業用施設維持管理補助事業というのがあるんですけど、この農業用の施設維持管理というのは、具体的にどういうものに補助が出るのか教えてください。

○農政課長　江南市土地改良区が維持管理している施設がございます。大きく分けると、用水施設と田んぼに引く用水施設の水路と畑かん施設、これに係る維持管理費でございます。

○委員長　よろしいですか。

じゃあ、ほかに質問は。

○岡本委員　301ページになりますけれども、そこの中の江南市森林環境譲与税基金積立金の789万5,000円の予算計上についてお聞きしたいんですが、こちらの令和4年度の森林環境譲与税とその用途についての説明をお願いいたします。

○農政課長　令和4年度にまず配分される新規森林環境譲与税は1,069万4,000円でございます。用途につきましては、秘書政策課で、布袋駅東複合公共施設開館準備事業の備品購入に47万7,000円を充てております。また、子ども政策課で、子育て支援センター開館準備事業の備品購入費に232万2,000円を充てておまして、合計して279万9,000円を使用し、森林環境譲与税の1,069万4,000円から279万9,000円を差し引いた額789万5,000円を基金に積み立てるということでございます。

なお、備品につきましては、秘書政策課のほうでは、ベルトパーティションとかパネルスタンドを購入する予定としております。子ども政策のほうは、本棚、丸テーブル、国産の木製のおもちゃということでございます。

○岡本委員　毎年多額の金額が積み立てられていくということが分かりました。

基金は、目的を持って積み立てていくということが本来の趣旨だと思います。ですので、今後積極的にこの森林環境譲与税の活用をしていただくことをちょっと要望しておきます。よろしくお願ひします。

○委員長　　じゃあ、要望として、よろしくお願ひします。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

○環境課長　　それでは、環境課所管の令和4年度一般会計予算について御説明させていただきます。

まず、初めに歳入でございます。

予算書の30ページ、31ページをお願ひいたします。

31ページの上段、14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。次に、36、37ページをお願ひします。

37ページの中段、14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。続きまして、46、47ページをお願ひします。

47ページの上段、15款4項2目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

続きまして、52ページ、53ページをお願ひします。

53ページの中段、16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の環境課分と、その下、2節清掃費補助金でございます。

続きまして、56、57ページの上段、16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金、そして同じページの下段、16款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

次に、58ページ、59ページをお願ひします。

59ページの下段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の環境課分でございます。

次に、64、65ページをお願ひします。

65ページの中段、21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金と、同

じページの下段、11節雑入のうち、環境課分でございます。

続きまして、歳出をお願いします。

262ページ、263ページをお願いいたします。

263ページの下段、4款1項2目環境保全費で、266、267ページまででございます。

1枚はねていただきまして、268、269ページの上段、4款2項1目清掃費で、284、285ページの中段まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長　ただいま委員外議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員　ありがとうございます。

簡単な質問です。ページ数が65ページ、真ん中です。可燃ごみ指定袋ということで、この指定袋は今、金額が大・中・小、11円、それから8円、4円ということで、先日たまたまニュースを見ておりましたら、今原油の高騰とかでこういったものの値上げ等が各地で行われているように聞いております。今回のこの金額については、もう変わらず、値上げ等は考えておみえじゃないということでしょうか、お尋ねします。

○環境課長　この予算につきましては、そういう世間の事情もありますので、慎重に世の中の情勢を見ながらやっておりますけれども、何とかこの金額でいけそうということで、予算をお認めいただきましたら、新年度早々入札を執行していく予定でございます。

○大薮議員　ありがとうございました。

○委員長　よろしいですか。

○大藪議員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員 265ページの温暖化防止事業についてお尋ねします。この中の住宅用地球温暖化対策設備設置費補助事業、この中に様々、エネルギー管理システム、リチウムイオン蓄電システムとかいろいろあります。基数も明確になっておりますけれども、この数字は多分前年度のことを加味してこういう数字をつけられたと思うんですけど、ちょっとその付近の、この予算立てに関するところの積算根拠をお願いします。

○環境課長 この住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金は、令和2年度、令和3年度とも年度途中で残念ながら予算がなくなったということで、令和2年度は10月、令和3年度は7月と、ここ2年間、年度途中で予算を使い切ったということで、地球温暖化防止、非常に重要ですので、この状況を踏まえまして、今年度は昨年度よりも予算を650万円増額いたしまして立てさせていただきます。以上でございます。

○鈴木委員 今ございまして、多分そうすると、こうしたのを、前年並みの最初当初計画ということで予想していいんですね。だいたいこの2年ぐらいはこうしたような当初予算での数の上げ方ということですか。今言ったのは、こうやって今、過去の、この2年ぐらい、途中で補正を組んで、また追加の対応をしましたよという話だと……していない。そうすると、これは例年から比べると、その付近の、この設定に対しては、例年の数から比べるとどのような数なんでしょうか。

○環境課長 予算額で申しますと、令和2年度は1,150万円の予算を計上させていただきましたけれども、令和4年度は1,800万円ということになっております。

○鈴木委員 ということは、この1,978万9,000円というのは、前年から少し上積みしてあるということですよ、きっと。

○環境課長 はい。

○鈴木委員 分かりました。

そうすると、これで途中でなくなるということは、ニーズはたくさんあるのか、あるいはこれは新築か、あるいはリフォームというかそんな格好での、

両方あるかとは思いますが、相当今の住宅はこういったものは全部設置される、そうした住宅が多いということですね。

○環境課長 御存じのとおり、住宅用の太陽光発電システム、太陽光パネルを単体で以前は補助しておりましたけれども、今国の政策が、発電して、蓄電して、また使っていくというふうになっております。

それと、今住宅メーカーの建てる住宅については、ZEH仕様といたしまして、ちゃんと断熱ができて、中で熱の消費が少ないというようなものがありまして、太陽光発電パネルとZEH仕様のもので一体型のものについてを補助するように2年前からなっております。

○鈴木委員 分かりました。

あと、もう一点、そのちょうど下の地球温暖化対策実行計画策定事業というのがございます。これについてちょっと聞かせてください。いつの間の期間というか、この設定の策定の期間。あるいは、今回、どうしたことが従来の対策実行計画とは何が大きく変わってくるのかというポイントだけ教えてください。お願いします。

○環境課長 地球温暖化対策の実行計画につきましては、今、第3次の計画が来年度で終了するというようになっております。5年の計画でございました。来年度、その後の5年の計画について立てていきます。

皆さん御存じのとおり、今、カーボンニュートラルだとか、非常に世の中が温暖化について注目のあるところで、これは江南市地球温暖化対策実行計画事務事業編といたしまして、江南市がどういうふうに温暖化防止に努めていくという計画でございます。国の法律のほうも令和3年度に改正されて令和4年度から施行されていくという中で、よく国の動きだとか、また県の動き、他市町の動きを見ながら進めていきたいということでございます。それと、カーボンニュートラルの宣言についてもできるように、この計画を立てる中で十分検討して進めていきたいと考えております。

○鈴木委員 よく分かりました。

それでは、これは今回実行計画ですので、理念とかそういうものではありませんので、ここで定められたものを具体的にやっぱり予算化して進めていくということになっていくかもしれませんので、その部分だけ、また今後明

らかになった時点でお尋ねしてもらいたいと。よろしく申し上げます。

○委員長　　じゃあ、要望という形で。

ほかに質疑ありませんか。

○三輪委員　　273ページの資源ごみ収集運搬事業なんですけれども、これがやっぱり年々増えています。昨年の予算が2億9,269万円で、今年3億円を超えておるわけですが、お金をたくさん近隣に比べて使っているんだけど出しにくいというような話もあるんですけど、特にこの運搬の費用が増えている理由があれば、教えてください。

○環境課長　　皆さん御存じのとおり、中国がごみを輸入しないというようなことになってから、処理単価がかなり高騰しています。その関係で処理費が上昇しているということと、金額が上がっている一番大きな理由は、新型コロナが発生しまして、まず初めに始まったのが断捨離ということと、あまり皆さん外へ出歩かなくなったので、家のごみが増えたということと、外食が減りましてお弁当の持ち帰りだとかそういうものが増えましたので、プラスチック製容器包装というプラスチック系のごみが増えているというところでこの辺の予算が増えております。

○委員長　　よろしいですか。

じゃあ、ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　ないようでありますので、質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部都市計画課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長　　都市計画課所管の令和4年度江南市一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

最初に、歳入について御説明申し上げます。

令和4年度一般会計予算書及び予算説明書の28、29ページをお願いいたします。

下段の14款1項2目2節児童福祉使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、30、31ページ下段をお願いいたします。

14款 1項 5目 3節都市計画使用料は、32、33ページ上段までで、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、36、37ページをお願いいたします。

下段の14款 2項 5目 2節都市計画手数料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、42、43ページをお願いいたします。

中段の15款 2項 4目 2節都市計画費補助金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、56、57ページをお願いいたします。

下段の16款 4項 3目 1節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、60、61ページをお願いいたします。

下段の19款 1項 1目 1節基金繰入金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、66、67ページをお願いいたします。

上段の21款 5項 2目 11節雑入は、右側説明欄、都市計画課分でございます。続きまして、歳出につきまして御説明を申し上げます。

236ページ、237ページをお願いいたします。

下段の 3款 2項 4目 児童遊園費は、238、239ページ上段まででございます。

ページをはねていただきまして、326ページ、327ページをお願いいたします。

中段の 8款 4項 1目 都市計画費は、330ページ、331ページまででございます。

ページをはねていただきまして、340ページ、341ページをお願いいたします。

中段の 8款 4項 3目 公園緑地費は、344ページ、345ページまででございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度当初予算説明資料の35ページから37ページに位置図を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　341ページの久昌寺公園のことについてちょっとお聞きします。

都市公園として整備するということなんですけれども、今回、この土地を買うお金の財源というのはどこから出るということでしょうか。

○都市計画課長　一般会計でございます。

○三輪委員　都市公園としてもし整備するとすると、この後の設計、建設、あと維持管理まで全部一般会計から出すということになるのでしょうか。何か補助金が出るとか、そういうことはないわけでしょうか。

○都市計画課長　全て一般会計でございます。

○三輪委員　今回、その下に1号公園もあるわけで、ちょっと離れてはいるんですけど、布袋地区に大きい公園2つということで、かなりここにまたお金が投入されるということで、本当に、一般会計で全部今後もやっていくということで、大丈夫かなと思うんですけれども、どんな公園にするかという、何か今のところ見通しというのはあるんでしょうか。久昌寺公園のほうです。

○都市計画課長　どういう意味ですか、すみません。

○三輪委員　久昌寺公園のほうをどんな規模のというか、どこを、何をメインにするというか、どのぐらいの予算規模の公園にして、造っていく予定かということがもしあれば、教えてください。

○都市計画課長　すみません、先ほどちょっと一般会計と申し上げましたけれども、一般財源でございますので、よろしくお願いいたします。すみません、失礼いたしました。

整備内容でございますが、整備につきましては令和5年度に予定しております。現在、雨水貯留槽施設の設置の検討の余地があるということでございまして、整備内容につきましては、暫定整備ということで考えております。内容につきましては、更地となった部分、売買により取得する部分でありますけれども、こちらの部分については、土広場という形で整備をしたいというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

- 稲山委員 蘇南公園の便所の改修工事の内容をちょっと教えてください。
- 都市計画課長 内容でございますが、今、蘇南公園の便所、ちょうど遊具があるところの西側にあるトイレに当たりますが、こちらのほうの男子便所のほうですが、和式が1つあります。こちらのほうを洋式の便所に変える予定であります。あと、女子トイレのほうは和式が2つあるわけですがけれども、こちらのほうは、1つは和式を残して、1つを洋式化するという整備内容でございます。

- 委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして都市整備課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 都市整備課長 都市整備課所管の令和4年度一般会計予算につきまして御説明させていただきます。

予算書の16ページをお願いいたします。

第5表 地方債として、起債の目的欄の上から7つ目の道路改良事業、その下、街路改良事業、その下、江南布袋南部土地区画整理事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明させていただきます。

32ページ、33ページの上段、14款1項5目3節都市計画使用料は、右側説明欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、36ページ、37ページの下段、14款2項5目2節都市計画手数料は、右側説明欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、42ページ、43ページの中段、15款2項4目2節都市計画費補助金は、右側説明欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、46ページ、47ページの中段、15款4項3目2節都市計画費交付金でございます。

またページはねていただきまして、54ページ、55ページの中段やや上の16款2項6目2節都市計画費補助金でございます。

ページはねていただきまして、60ページ、61ページの中段、19款1項1目1節基金繰入金は、右側説明欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、66ページ、67ページ中段やや上の21款5項2目11節雑入は、右側説明欄、都市整備課分でございます。

ページはねていただきまして、70ページ、71ページ最上段の22款1項4目2節都市計画債でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。

ページのほうは332ページ、333ページの最上段、8款4項2目都市整備費は、説明欄、人件費等から340ページ、341ページ中段、工事設計積算業務管理事業まででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度当初予算説明資料の31ページから34ページまでに、それぞれ位置図を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 337ページの都市計画道路整備事業（江南通線）なんですけれども、これは全体で総事業費ってどれぐらい考えていて、あそこの通線にお寺がくっついていたりとかって、その辺、あと千丸の交差点のところとか、あれは何ですか、測量というんですかね、何ていうのか、ところとか、そういう交渉とかも今後どうなっていくのか、どうお考えなのかちょっとお聞きしたいんですけど。

○都市整備課長 今回、整備に関して、今2整備区間、古知野町、古知野本郷から古知野千丸南の交差点までという区間につきましては、まだ概算工事費というのは把握してございません。今回整備のほうを一応検討しているのは、古知野千丸南の交差点から南へ約100メートルの区間で次の工事のほうを整備予定としておりますので、ここの区間の、今概算、まだこれから設計等がございますので概算でございますけど、総事業費といたしましては7億1,500万円ぐらいということで今のところ金額としてはつかんでいるということでございます。

○委員長 ほかに質疑は、中野委員いいですか。

ほかに質疑はありますか。

○尾関委員 333ページ中段です。交通結節点整備事業（布袋駅東地区）の道路改良用地費、127.35平方メートル、こちらのほうを予算立てされていますが、これは東部第280号線の用地かな。こちらを買われると、残りといえますか、進捗率がどんな感じになるかというところを教えてください。

○都市整備課長 こちらのほうは、令和3年度末時点で、今回、繰越費で補正のほうをお願いしておりますけど、こちらの契約に至っているものですが、ここで今59.8%ということで、令和4年度の用地の取得を含めると、進捗率といたしましては約67.2%という状況でございます。

○尾関委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算のうち、土木課が所管する予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、予算書の16ページを御覧ください。

第5表 地方債でございます。

起債の目的の6番目、橋りょう長寿命化事業を掲げております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の30ページ、31ページの中段をお願いいたします。

14款1項5目土木使用料、1節道路橋りょう使用料と、その下、2節河川使用料でございます。

ページはねていただきまして、42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

15款2項4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金でございます。ページはねていただきまして、66ページ、67ページの中段をお願いいたし

ます。

21款5項2目雑入、11節雑入の土木課分でございます。

ページはねていただきまして、68ページ、69ページの最下段をお願いいたします。

22款1項4目土木債、1節道路橋りょう債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の308ページ、309ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費でございます。312ページ、313ページの最上段まで掲げております。

少しページをはねていただきまして、316ページ、317ページの中段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。320ページ、321ページまで掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

また、令和4年度江南市当初予算説明資料の29ページ、30ページに位置図を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほうよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

○三輪委員　321ページの道路側溝・舗装等整備事業が2億円ということで出ておりますが、本当にこれは地域からいろいろ、側溝ですとか舗装の要望がたくさん出ていると思うんですが、その出ている分のどのぐらいがこれで完了する予定でしょうか、来年度。

○土木課長　令和3年度の要望の処理率で申し上げますと、要望受付数は543件で要望処理件数は364件、要望処理率としましては67%でございました。今度、要望して2億円つく見込みということで、67%を超えるように頑張っていきたいと思っております。

○都市整備部長兼危機管理監　まだ要望も出ていないので、ちょっとお答えのしようが。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員　　すみません、ページ数でいうと319ページ下段ですけれども、道路施設長寿命化事業の14節工事請負費の舗装工事費（単市事業）の2,851万9,000円についてですけれども、この幹線道路の舗装工事はどのように箇所を決めているのか、まず教えてください。

○土木課長　　この幹線道路舗装工事につきましては、職員による舗装の目視点検を実施することにより、特に損傷程度が大きくて早期に修繕をする必要があると判断した9路線の残り3路線のうちの2路線でございます。

○岡本委員　　分かりました、ありがとうございます。

では、もう一つ、その上の橋りょう点検委託料の1,109万9,000円のことについてですけれども、こちらのほうの橋梁点検委託はどのように行うのかということと、また今対象となる橋梁は幾つあるのか教えてください。お願いいたします。

○土木課長　　橋梁点検は、道路法の規定によりまして点検が義務づけられたものでございます。国が策定いたしました道路橋定期点検要領に基づきまして、5年に1度の頻度で行うものでございます。市内の橋長2メートル以上の橋梁180橋を対象といたしまして、近接目視による定期点検を行うもので、令和4年につきましては40橋の点検を行うものでございます。全体では180橋でございます。

○岡本委員　　ありがとうございます。

○委員長　　ほかに質疑はありますか。

○鈴木委員　　ちょっと今の聞きたいんだけど、もし間違っておったらすみません。道路橋梁ということではないと思うんだけど、歩道橋というのはどこの管理になるのかな。ここではないかな。

○土木課長　　歩道橋は土木課の管理でございます。

○鈴木委員　　なります。

○土木課長　　はい。

○鈴木委員　　その管理を含めて、ああいった点検を含めて、もしやるんならどこの予算に入ってくるかな。

○土木課長 長寿命化事業のほうでやります。

○鈴木委員 そうですか。

じゃあ、これはちょっと1つの要望ということで、非常に見ていると点検はしてもらっておるとは思うんですけど、特に塗装が剥がれたりとかそういうことを含めて、そんなに数ある歩道橋じゃないと思うんですけど、またちょっとその管理というかはどこにしているのかなということをちょっと踏まえて、ちょっとお願いしたいと思います。

○土木課長 江南市が管理する歩道橋は2橋ございます。1橋は、ネーミングライツで募集しております東野の横断歩道橋、あとは江森にございます鉄道を越える歩道橋の2橋でございます。

○鈴木委員 2橋だけやね。

○土木課長 はい。

○鈴木委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 委員外議員として発言したいとの申出が出ております。会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大薮議員 先ほど副委員長のほうから質問がありました内容と同じ場所です。319ページ、橋りょう点検委託料ですが、恐らくやっていないと思うんで要望になってしまうかもしれませんが、現状、これは業者にお願いしてやっているとすけれども、既に千葉県の君津市などでは、この点検をドローンによる点検にして、かなり費用を圧縮しているというふうに私聞いております。やっていませんよね。

[発言する者あり]

○大薮議員 結構です。追ってまた聞くことがあると思いますので、ぜひとも御検討のほうをまたよろしく申し上げます。以上です。

○委員長　　じゃあ、要望として、ドローンに関してはこれからどんどん使っていくべきものだと思いますので、要望としてよろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続きまして建築課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長　　令和４年度、建築課所管につきまして御説明をいたします。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、予算書の30ページ、31ページ中段をお願いいたします。

14款１項５目４節住宅使用料でございます。

続きまして、36、37ページの中段の14款２項５目１節土木管理手数料でございます。

続きまして、46、47ページの上段の15款４項３目１節土木管理費交付金でございます。

続きまして、54、55ページの上段の16款２項６目１節土木管理費補助金でございます。

続きまして、56、57ページの中段の16款３項４目１節土木管理費委託金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、312ページ、313ページをお願いいたします。

312、313ページの上段から316、317ページ上段にかけて掲げておりますのは、8款１項２目建築指導費でございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、346ページ、347ページに掲げておりますのは、8款５項１目住宅費でございます。

以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長　　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　315ページの空き家の解体工事の補助金のことなんですけれど

も、5棟分の100万円ということなんですけれども、昨年の実績が多分3棟、60万円についていたと思うんですけれども、本当に今危険な空き家が結構多いと思うんですが、なかなか解体というところに結びつかないので、それに対して何か働きかけというのをできているのかどうかと、あとこの補助金は、もし件数が増えればさらに増やしていいのか、これで終わりということなのかどうなのかをお尋ねします。

○建築課長 空き家の関係の補助金でございますが、空き家所有者への周知につきまして、広報、ホームページへの掲載や窓口でのパンフレットによる案内ということとともに、危険空き家を対象となりますことから、管理不全の空き家として通報等のあった空き家の所有者に対しまして、適正管理の指導を行う中で個別に案内をいたしております。

また、昨年度実績ということで3件ということでございますが、来年度予算、令和4年度予算につきましては、5件ということで今回お願いをしておる次第でございます。最近問合せの件数とかも増えてきまして、それに見合っただけで件数を上げてきたということでございます。

○三輪委員 やっぱり1戸当たり20万円というのでは、かなり、この金額ではなかなかそこに踏み込めないというのもあるかと思うので、要望ですが、できればもう少し金額を上げられるような、本気でこれを進めるとしたら、もうちょっとこの金額が上げられるといいんじゃないかなあということで、要望します。

○委員長 じゃあ、要望として、よろしくお願いします。

ほか。

○中野委員 同じくちょっと空き家の件なんですけれども、たしか平成30年ぐらいに空き家対策計画か何かが策定されて、あのとき策定するにうたって空き家の調査をしたと思うんですけれども、その中で五百何件の空き家だったと思うんですけど、それから今、何年たつんだ、四、五年、4年ぐらいたつと思うんですけど、今推移ってどう把握しているのかちょっとお聞きしたいんですけど、まず。減っているのか、増えているのか。

○建築課長 すみません、お待たせしました。

実際、平成28年頃に空き家の実態調査ということで現地調査を行っておる

んですけれども、その後、新たな調査ということは行っていませんけれども、現時点では、その当時519件、その後、調査委託後の空き家件数、これは通報等による件数によって知り得た件数がプラス54件と、その後、例えば解体等があって空き家自体が消滅したということで152件、今現在で421件ということで、これが絶対ではないんですけれども、数字としての把握をしております。

- 中野委員　　こういうのって、マンパワーで調査とか、そうやって今、連絡をもらってという話だと思うんですけれども、手っ取り早いのは水道が使っているか使っていないかですり合わせしていけば、空いているか空いていないかって一番分かりやすいのかなあと思うんですけれども、そういう突き合わせみたいのって難しいんですかね。

〔「アパートは難しい」と呼ぶ者あり〕

- 中野委員　　アパート、そうか。
- 建築課長　　1つの方法としては考えられると思うんですけれども、実質水道が使われていないから空き家かという、イコールに結びつくとは考えられませんので、ただ、今後参考としてそういった情報も突合できるような形で検討したいと思います。
- 中野委員　　なかなかちょっと空き家が、今現状減っていつているのでいいのかなあとは思いますが、具体的な対策があんまり、この解体費の補助金ぐらいで、空き家バンクの推進があんまりされていないとか、そういう民間の士業とか不動産屋との連携がうまくいつているようにも思えないですし、私、今空家等対策協議会の委員にならせていただいているんですけれども、あれもこの間出させていただいて、なかなかちょっと目的が分かりにくい協議会だなあという印象があるんですけれども、あれの目的って、どういう形で協議会をやっているのか。何か、せつかく士業とか弁護士とかいろんな方が来ているのに、何かあんまり具体的な話はなく、協議会だけやっていると印象が非常に強いという私は印象があるので、あの辺の目的ってどうなのかなあと思って。
- 建築課長　　人口減少社会の中で、まだまだ住宅、うちのほうは申請を受け付けておるわけなんですけれども、年間200件以上の申請があると、どうし

でもこの需要と供給の中で空き家は増えていくのかなあという懸念の中で、その中でも特に管理されない空き家というのに対してスポットを当てて、少しでも減らすことによって過ごしやすい江南市になると、生活しやすい江南市を目指してということで取り組んでおるところでございます。

○中野委員 要望みたいな形になるんですけども、やっぱり空き家だと、近隣の景観だったりとか害虫だったりとか、変な話、そういう浮浪者みたいなのが入ったりとか、火災の、放火だったりとかという、非常にこういうところに結びついていくので、なかなかその辺の啓発がうまくいっていない印象が私にはあるので、その辺ちょっと推進していただきたいというのが要望としてあるのと、あと347ページの市営住宅のほうなんですけれども、今現状、入居率とかって。

○建築課長 ただいまですと96.7%、152戸のうち147戸が入居されております。

○中野委員 以前から多少こういうところって民間に任せてもいいのかなあという気もしているんですけども、現状今、家賃と改修費用とのプラス・マイナスでいくとどういう状態なのかとお聞きしたいんですけど。

○建築課長 家賃の入のほうは四千数百万円、あと維持管理に係る費用とかそういうのを差っ引まして、令和2年度決算で2,500万円前後のプラスということで聞いております。

○中野委員 分かりました。

○委員長 ほかに質問は。

○稲山委員 1件だけちょっと確認なんですけど、先ほどの315ページの民間木造住宅耐震補強事業なんだけど、現在の耐震化率と今回の1,290万円の補助金、交付金の内訳を教えてください。

○建築課長 まず補助金の内訳でございますが、耐震改修費の補助が9棟、段階改修の補助が1棟、シェルター整備のほうは1件、解体のほうは10棟、ブロック等の整備、撤去のほうは5件ということで内訳になってございます。

○稲山委員 確認ですけど、1.0にするのが9件で、これは90万円でもよろしかったですか。

〔「100万円」と呼ぶ者あり〕

- 稲山委員 100万円ですか、今。幾らですか。
- 建築課長 耐震改修は1件100万円でございます。
- 稲山委員 部分改修の0.7までのところは幾らですか。
- 建築課長 段階改修ということによろしいですか。
- 稲山委員 はい。
- 建築課長 段階改修は60万円です。
- 稲山委員 それから、次は解体だったっけ。ああ、シェルター、30万円。
- 建築課長 シェルター整備のほうが1件30万円ですね。続けて、解体のほうが1棟20万円、ブロック塀の撤去のほうが1件20万円ということになってございます。

続けて、先ほど途中で途切れましたが、現在の耐震化率でございますが、平成27年に御紹介した74.8%から上昇しまして81.4%になってございます。

- 稲山委員 ありがとうございます。
- 委員長 ほかに質疑はありますか。
- 尾関委員 すみません、細かい話です。313ページの建築確認ですが、歳入のところで長期優良住宅計画申請手数料というところで、適合性確認ありとなしとあって、なしのところですね、要するに市役所が全部チェックしないといかんよというところなんですけど、低炭素と長期優良住宅の適合性確認がない場合の、例えば令和3年度の受付実績というのはあるんでしょうか。
- 建築課長 今言われた2つの申請につきましては、実績はございません。両方ともゼロです。
- 尾関委員 ないものを歳入見込みしていいのかというところなんですよ。これはすごいテクニカルなお仕事で、行政の人にやってもらうと割が合わん仕事だからというのもあるし、我々も癖として民間検査機関に出すんです。この6万4,000円って、これは1件分なんですけど、3万7,000円も1件分かな。もともと多分歳入見込みないんで、ないけど仕事としては受け入れられるから取っておくというイメージで1件分だけ取っているという解釈でしょうかね。確認。
- 建築課長 そのとおりでございます。枠としてあり得るということで予算

計上しております。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて防災安全課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、議案第22号 令和4年度江南市一般会計予算のうち、防災安全課が所管いたします予算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の26、27ページをお願いいたします。

26、27ページ下段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）、その下、布袋交番用地目的外使用料（電柱）でございます。

少しはねていただきまして、48、49ページをお願いいたします。

48、49ページ下段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、説明欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金、南海トラフ地震等対策事業費補助金、自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、58、59ページをお願いいたします。

58、59ページ中段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

少しはねていただきまして、66、67ページをお願いいたします。

66、67ページの21款5項2目11節雑入のうち、説明欄中段の防災安全課、放置自転車等売却代と放置自転車等返還金でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、118、119ページをお願いいたします。

118、119ページ下段の2款1項8目防災安全費、説明欄の人件費等から130、131ページの下段、説明欄の防犯灯補助事業まででございます。

大きくはねていただきまして、244、245ページをお願いいたします。

244、245ページ中段の3款4項2目災害救助費、説明欄の災害救助事業で
ございます。

補足して説明することはございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 ちょっとどこで聞いていいのか分からないんですけど、自主防
災組織育成事業とはちょっと関係ないかもしれないんですけど、2年ぐらい
防災訓練が新型コロナでなくなっちゃっていて、区長たちも2年すると大分
入れ替わっていて、経験している人がほとんど今いなくなってきた、今後の
防災訓練がどうしていく、地域の防災をどうしていくのかということなんで
すけれども、万が一、今本当に大きな地震があって、学校を避難場所みたい
な形で作成していこうと思うと、なかなかもう今現状難しいのかなあと思う
んですけど、経験している人がいないので、この辺は防災としてどうお考え
かなあと思って、ちょっとその1点だけ。

○防災安全課長兼防災センター所長 各地域の自主防災訓練等が中止とさせ
ていただいております、なかなか訓練ができない状況が続いておるところ
でございます。各自主防災訓練の際に、各避難所での避難所運営、設営の訓
練等も本年度予定させていただいたんですが、残念ながらできなかったとい
うこともあります。来年度以降、そういった避難所の運営訓練等も交えた提
案をさせていただいて、できる限り防災訓練のほうを実施してまいりたいと
いうふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

○中野委員 はい。

○委員長 ほかに質問は。

○稲山委員 ちょっと教えてほしいんですけど、121ページの災害時対応
事業で、今回、避難所の備蓄用食料等の整備といったことで、その中で女性
の方の生理用品だとか大人用のおむつだとか、そういったものを防災倉庫に
追加していくといった話なんだけど、それはそれで非常にいいことだと思
うんだけど、いざ災害が起きたときに、女性の生理用品だとかこういったおむ
つ、使った後ってこれはどういうふうに処理していくの。

- 防災安全課長兼防災センター所長　どうしても避難所のほうで皆さん避難生活していただく際には、多数のごみが発生するというふうには考えております。そういったごみと併せまして、回収、処理をさせていただく予定をしております。
- 稲山委員　そうすると、仮定の話だからあんまりとは思いますが、仮に体育館か何かで避難所か何かを開設したときに、女性用の生理用品は専用のそういったものを置いて、それを何かのごみと一緒に回収するということ。それで、おむつはおむつ、子供用のおむつの回収箱か何かがあって、それを、可燃物かちょっと分からんのやけど、そういった袋に市の職員か誰かが入れて回収していくということかな。ちょっとその辺がよく分からないんですけど、流れが。
- 防災安全課長兼防災センター所長　避難所生活の際には、通常的生活ごみと併せまして、どうしても仮設トイレにおけるトイレ、こういったものも、凝固剤等で固めたものも排出されるというふうに考えております。そういったいわゆる汚物系と併せてどこかに仮置きをさせていただいて、その後回収を、処理をさせていただくことを想定しております。
- 稲山委員　ちょっとあんまり想像がつかんで申し訳ないんですけど、なぜかという、四、五日ぐらい前にある新聞で、男性用のパッドの、パッドかな、あれは、前立腺がんなんかをやるとちょっと尿漏れを起こしたり、そういったものの廃棄する場所が全くなくて非常に困っているというようなちょっと情報があつたもんだから、当然のことながら、そういった廃棄物の処理をする器具というか、そういったものをきちっと最初に整備していかないと、そういったものを、こういった備蓄倉庫の中に入れるかちょっと分からんのやけど、きちっとやっぱりそういった廃棄するべきものの容器とかをもう事前に準備していかないといけないんじゃないかなと思うんですけど、生理用品だとかそういったものだけどんどん用意することはええけど、使った後のこともやっぱり考えていかないといいんじゃないかなと思うんですけど、その点どうかと思うんですけど。
- 防災安全課長兼防災センター所長　各備蓄倉庫のほうにですけれども、各ごみ袋ですとか、ごみ箱等もある程度は備蓄をさせていただいております。

そういった中で、今御意見いただきましたようなもの、汚物等の処理に当たりましても、必要なものがありましたら、また備蓄の中で検討させていただきたいというふうに考えます。

○稲山委員 一遍検討しておいてください。

ごみと一緒にするということ自体がいいのか悪いのかちょっと俺はよく分からないものだから、やっぱりそれはそれで専用なものできちっと対応していくのが筋じゃないかなと思うものだから、またこれは1つの意見として。

○委員長 いいですか。

○稲山委員 はい。

○委員長 じゃあ、要望として、よろしく願います。

ほかに質疑は。

○鈴木委員 49ページのところであります自転車乗車用ヘルメットというやつ、着用促進事業費補助金で、2分の1で50万円というのがありますけど、100万円の。ちょっとこの中身、今回、これは昨年度から始まった事業と認識していますけれども、ちょっとそのときの流れも含めて、どのような対象を含めて考えてこの予算立てをされたのかちょっと教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 この自転車乗車用ヘルメットの補助金でございますが、愛知県の補助を利用させていただきまして補助をさせていただいておるものでございます。対象となりますのは、7歳から18歳までの児童・生徒等、そして65歳以上の高齢者の方を対象とさせていただきまして、まずこれは県の方針としまして、これはまず3年間でそれぞれの数を出させていただいております。江南市でいきますと、7歳から18歳までの方が約500名、そして65歳以上の高齢者の方が約1,000名ということで、合計1,500名の方に対する補助を3か年に分割し、各年500名相当の補助を計画させていただいておるものでございます。

○鈴木委員 ということは、基本的に7歳から18歳、65歳以上、毎年500名ずつということ今伺ったんですけど、そうすると、これは1人当たり1,000円の助成ということになるのかね、金額的にいうと。そういうこととは違うの、これは。

○防災安全課長兼防災センター所長 市のほうからは1件当たり最大2,000

円出させていただいて、そのうちの2分の1が県のほうから補助金で、交付金でいただくものでございます。

○鈴木委員　なるほどね。

そうすると、本人負担、ちょっと今ヘルメットがどれぐらいするのか分からんのですが……。

〔「ピンキリ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員　ピンキリでしょう。もし3,000円のヘルメットだと、購入しましたと、そうすると、どういうふうに認識すればいいのでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　ヘルメットの購入費の2分の1で、その2分の1の上限が2,000円となっておりますので、例えば3,000円のヘルメットですと、その2分の1の1,500円を補助金としてお支払いするものでございます。

○鈴木委員　それで、これで最後ですが、あんまりしつこいと嫌われますので、昨年度はどんな感じでしたでしょうか。消化率というか。

○防災安全課長兼防災センター所長　今年度の7月から始めさせていただきました、現在、2月末の見込みでございますけれど、約750件のお申込みをいただいたところでございます。

○鈴木委員　結構です。分かりました。

○委員長　よろしいですか。

ほかに。

○尾関委員　総合防災訓練ですが、ここしばらく開催できていませんが、例えば何年かに一度夜間訓練に置き換えるとか、そのような試みは検討されませんかでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　現在のところ、夜間訓練については検討はしておりません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○岡本委員　すみません、それでは予算書のページでいきますと121ページの下段、防災時対応事業の防災力向上事業の中の給水栓設置工事について、これの具体的な内容を教えてください。お願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 給水栓の設置工事でございますが、これは小・中学校全15校のほうに設置させていただいております受水槽に対して、災害時などの緊急時に直接水を取り出すことができるよう、水道の蛇口を設置させていただくものでございます。平成26年から設置を始めさせていただきまして、本年度までで中学校5校、そして小学校6校の設置が完了いたしております。残り小学校4校のうち、令和4年度は、布袋小学校と布袋北小学校に設置をさせていただく予定でございます。また、残りの門弟山小学校、古知野西小学校の2校につきましては、令和5年度以降に設置を予定していきたいというふうに考えております。

○岡本委員 ありがとうございます。

じゃあ、続きまして、ページでいくと125ページですけれども、防災行政無線等電源装置更新事業の中で、防災行政無線用無停電電源装置交換委託料というのがあるんですけれども、これは具体的に何でしょうか。お願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 こちらの無停電電源装置でございますが、これは本庁と、そして消防署内に設置されております全国の瞬時警報システム、いわゆるJアラート用の設備に対する無停電の電源装置のバッテリーの交換でございます。また、そのほかの各課や各避難所のほうに設置させていただいておりますトランシーバー型の移動系の防災行政無線のバッテリーの交換を行うものでございます。これらのバッテリーは、おおむね3年から4年ごとに交換が必要となるもので、前回、平成30年度に交換をさせていただいております。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○中野委員 245ページの土のう用資材の件なんですけれども、以前私、一般質問で高吸水性の土のうを御提案させてもらったんですけど、その辺というのはこの予算には全く加味されていないというか、普通の土の土のうというあれですか。

○防災安全課長兼防災センター所長 今回、この災害救助事業の中の需用費の中の消耗品費の中で、この中で通常土のう袋の購入をさせていただくので

すが、その際に試験的に給水ポリマー型の土のうも少し購入させていただきまして、試験的に使用を、市民の方の要望があった際には使用をお願いしようかなというふうに考えております。ただ、その際に各アンケート等を取らせていただいて、その使い勝手、こういった御意見を伺いながら、今後の検討の材料にさせていただきたいというふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質問はございますか。

[挙手する者あり]

○委員長 ただいま委員外議員からの発言の申出がございました。会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 じゃあ、御異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員 今回、この人件費等も含めてなんですけど、以前にも一般質問等で質問させていただきましたコミュニティFMラジオの件で、今日も新聞に一宮市のコミュニティFMの件が出ていました。既に江南市としては、一宮市のコミュニティFMと犬山市のコミュニティFMと災害協定を結んでおられます。くしくも、大変残念なことで、先にお亡くなりになった当時の主幹が江南市内を走り回って、実際にどこで受信できるかずうっと走り回ったところ、ほぼ受信できない、ほぼ受信できないところに災害協定を結ぶと言われるような、人件費まで使われて一生懸命やられたわけですね。実際問題、先ほどの無停電電源装置など防災無線に関する費用が、多額な費用がかかっています。おおむね年間費用の5分の1ぐらいの料金で、金額ぐらいで、大体コミュニティFMの運営などはできるようになっていますよね。その辺はもう既に検討はされてみえますでしょうか、お尋ねします。

○防災安全課長兼防災センター所長 まず防災行政無線の今後ということでございますけれども、防災行政無線、議員の方から、そして市民の方からも聞こえにくいというようなお声もいただいております。これはどうしても屋外のスピーカーということで、建物の影響ですとか、スピーカー同士の反響とかでどうしても物理的に解消が困難な状況もございます。そして、設置さ

れてから10年ほど経過したということで、今後、スピーカーそのもの、そしてその関連施設の老朽化等もちよっと懸念されておりまして、その維持費には、今御質問いただいておりますように、多額の費用等が必要になるというふうには考えております。

そうしたことから、ほかの自治体の事例等も参考にしながらですけれども、今後の情報伝達の在り方につきまして、総合的な検討が必要だというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大藪議員 おっしゃるとおりで、実は新規格の高規格スピーカーを設置されるというふうにもちらっとお聞きをしたんですね。メーカーのほうにも私問い合わせたところ、屋外におけるスピーカー、それから新規格も含めて、これは屋外にいる方が聞こえるように作っていると。ということは、家の中には対応していないんですよね。大体地震というのは、神戸市でもそうですが、家の中にいたりとかするときが多くて、そんなときに必要な情報です。ぜひとも前向きにそういったところも含めて、どこでも聞ける、車の中でも聞ける、家の中でも、外にいても聞けるということを考えて、何がいいのかというのの選択をしていただきたいという要望をもって、これでおしまいにします。

○委員長 じゃあ、要望として受け止めてください。

ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑もないようでございます。

次に移りたいと思っておりますけれども、ここで暫時休憩いたしまして、たまたま2時46分に東日本大震災の、私が当初言いましたように、黙祷がございしますので、休憩中に黙祷のほうを皆さん、各自そのお席の場所でやっておいただくという形にしておいて、休憩は、じゃあ55分まで、再開は55分で行います。

午後2時37分 休 憩

午後2時58分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどお伝えしたとおり、農政課の審議の中で稲山委員の質疑に対して答弁保留となっていましたことについて、当局からの答弁を求めます。

○経済環境部長 貴重なお時間をいただき、また大変答弁が遅れましたことにつきまして、誠に申し訳ございませんでした。

令和4年度の当初予算書297ページ、県営用排水施設整備事業、丹羽排水地区負担事業の調整池の規模について、農政課長より御答弁させていただきます。

○農政課長 では、丹羽排水路の調整池の規模について答弁させていただきます。

まず、計画では2つの池を考えております。1つのまず面積でございますが4,400平方メートル、水の受け入れる容量1万4,400立方メートルです。もう1つの池のほうは面積が2,400平方メートル、容量のほうは7,400立方メートルでございます。合わせまして、面積のほうは6,800平方メートル、容量のほうは2万1,800立方メートルでございます。

○委員長 稲山委員、その件に関してよろしかったですか。

○稲山委員 分かりました。

○委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、水道部下水道課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 令和4年度一般会計予算のうち、水道部下水道課所管の予算につきまして該当箇所のほうについて御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが予算書の44ページ、45ページの中段をお願いします。

15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金でございます。

少しはねていただきまして、56ページ、57ページの中段をお願いいたします。

16款3項4目土木費委託金、2節河川費委託金でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、予算書の322ページ、323ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費で、326ページ、327ページの上段まででございます。

次に、少しはねていただきまして、予算書の348ページ、349ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費で、内容につきましては349ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。下水道事業会計繰出事業といたしまして、5億8,777万6,000円を計上しております。

詳細につきましては、後ほどの議案第28号 令和4年度江南市下水道事業会計予算にて御説明させていただきます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて水道課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、令和4年度江南市一般会計予算のうち、水道課が所管する予算について御説明させていただきます。

議案書の284ページ、285ページの中段をお願いいたします。

4款3項1目上水道費の水道事業会計繰出事業で104万円をお願いするものでございます。詳細につきましては、江南市水道事業会計予算にて説明させていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後3時03分 休 憩

午後3時04分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

○委員長 続きまして、議案第24号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 議案第24号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算でございます。議案書の242ページをお願いいたします。

議案第24号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算につきまして御説明申し上げますので、別冊の江南市特別会計予算書及び予算説明書の33ページをお願いいたします。

令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算でございます。所管課は都市整備課でございます。

35ページには第1表 歳入歳出予算を、36ページ、37ページには歳入歳出予算事項別明細書、総括を掲げております。

それでは歳入でございます。

38ページ、39ページ上段の1款1項1目1節総務管理使用料、その下、2項1目1節総務管理手数料、その下、2款1項1目1節土地区画整理事業費国庫補助金、その下、3款1項1目1節土地建物貸付収入、その下、4款1項1目1節一般会計繰入金、ページをはねていただきまして40ページ、41ページ上段、5款1項1目1節雑入でございます。

歳出につきましては、ページをはねていただきまして42ページ、43ページ

でございます。

1 款 1 項 1 目総務管理費は44ページ、45ページ中段まで、その下、2 款 1 項 1 目土地区画整理事業費は46ページ、47ページまででございます。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

48ページから53ページには給与費明細書を掲げております。

なお、令和4年度当初予算説明資料の49ページ、50ページには位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

○岡本委員 ページ数でいきますと43ページ、特別会計予算書の中段ですが、区画整理審議会等運営事業の1の報酬35万9,000円についてなんですけど、こちらのほうの具体的な内容をお願いいたします。

○都市整備課長 報酬でございます。まず、審議会委員の報酬といたしまして、こちらのほうは区画整理の区画整理審議会の開催に伴う報酬でございます。

回数といたしましては、令和3年度につきましては現在のところ2回実施しておりまして、令和4年度につきましては4回ということで、まず1回目につきましては令和4年度事業報告、また事業計画変更第6回を行っておりますのでその御報告と、また評価委員会のほうの開催予定について報告させていただきます。

また、2回目につきましては、今後清算に伴う単価の設定等がございますので、評価委員会の結果の御報告、また審議会委員の改正の選挙がございます。こちらのほうについてでございます。

3回目といたしましては、審議会会長及び職務代理者の選任、また町名・町界の変更等がございますので、令和5年度の事業予定を含めて御審議をいただくということでございます。

あと、4回目につきましては一応、現在のところ予備ということで予定し

ております。

次に、土地評価を行う評価委員会につきましては、令和3年度につきましては1回現在のところ実施しております。令和4年度につきましては、3回ということで上げさせておりました、1回目としましては清算における指数単価の考え方について御意見をいただくということで、その後、2回目につきましては損失単価について諮問をさせていただくということです。残り1回の3回目につきましては、予備ということで予定をさせていただきます。以上でございます。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩とします。

午後3時10分 休 憩

午後3時10分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和4年度江南市水道事業会計予算

○委員長 続きまして、議案第27号 令和4年度江南市水道事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案

書の245ページをお願いいたします。

議案第27号 令和4年度江南市水道事業会計予算について御説明させていただきます。所管課は水道課でございます。

特別会計水道事業会計及び下水道事業会計予算説明書の104ページ、105ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和4年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして、108ページから133ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、注記及び予定損益計算書を掲げております。

134ページ、135ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては1款1項1目1節水道料金から、136ページ、137ページ、3項2目1節過年度損益修正益までを掲げております。

収益的支出につきましては、138ページ、139ページ、1款1項1目原水及び浄水費から、152ページ、153ページ、4項1目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、154ページ、155ページ、1款1項1目1節企業債から5項2目1節他会計補助金までを掲げております。

資本的支出につきましては、156ページ、157ページ、1款1項1目事務費から、160ページ、161ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと存じます。

なお、令和4年度当初予算説明資料の9ページ及び54ページから66ページに位置図などを掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 134ページの一番下のところなのですが、営業外収益の消費税及び地方消費税還付金というのがあるのですが、これが昨年度なしで、逆に

昨年度は1,371万8,000円を払っていたと思うんですけど、この払ったり還付されたりっていうのはどういう条件でこういうことになるのか教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹 消費税及び地方消費税が営業外支出から営業外収入に移行した理由としましては、主に水道料金にて預かれる借受消費税から工事費の支払いなどで支払われる仮払消費税を差引きし、残額がある場合はその額を税務署に収めるもので、マイナスになった場合は税務署より還付を受けることができます。

令和4年度当初予算では、建設改良費が2億7,246万6,000円増加したことから、仮払消費税が大幅に増加したことに伴い、税務署から還付を受けることとなる見込みとなるものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

○三輪委員 147ページの適格請求書等保存方式導入事業という、いわゆるインボイス制度というのだったと思うんですけども、これが具体的にどういうときにこの水道のところで発行することになるのか教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹 インボイス制度ですけれども、令和5年10月1日から消費税の複数税率に対応した仕入税額控除方式について、適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が導入され、買手が仕入税額控除を受けるためにはこの適格請求書の保存が必要となるものでございます。

そのことから、水道事業は適格請求発行事業者に登録いたしまして、インボイス制度に対応するため今回上下水道料金システムを改修して、水道料金等について適格請求書等の発行をできるようにするものでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○鈴木委員 ちょっと1点確認で教えてほしいんですけど、141ページの県水受水事業というのがあるんですけども、今回3億6,899万5,000円で、これは前年に比べて特に今値上げとかいろんなことがありますけれども、県水の購入単価についての動向についてちょっと教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹 この県水の受水費は、主に基本料金と使用料金で分けられておりますけれども、基本的に動向としては、ここしばらく料

金改定は行われておりません。また今後についても、県もたくさんの事業を抱えておりますことから、その辺は県といろいろ話はしておるんですけども、具体的に料金改定の話というのは出ておりません。

○鈴木委員　　どうしてかというのと、特に私どもの江南市の市水のこれから料金の改定もあるということは分かりますので、この付近まで圧迫すると仕入価格じゃないけどそういうこともありますので、ぜひとも県のほうに、今の段階ではそうそうないとは思いますが、十分注意してちょっとその付近の、あってもらっては困ることも含めて、ひとつ対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○委員長　　要望でよろしかったですか。

○鈴木委員　　はい。

○委員長　　ほかに質疑は。

○尾関委員　　159ページ以降ですけれども、資本的支出の中で各種工事請負費というのが計上されています。建設業全般に言えていることですが、資材の高騰というものが顕著で、単価の見直し等を行わないと受け手が見つからないんじゃないかとか、もしくは損してでも受けなあかんのかという話になりかねないのですけれども、たしか今年年明けもV P管とか4月1日以降もまた値上げするという話を聞いていますけれども、その辺り工事を出すに当たっての資材の単価の設定は順次改定していくという感じで捉えればよろしいでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹　　現在、今、市で水道工事や修繕をする際の資材単価や積算基準の改定は、基本的には年1回行っています。この改定を行うに当たって、基本的にはまず8月頃に国から積算基準の改正の公表があります。それと併せまして、県の企業庁から単価の配信があります。これが大体8月ということで、その後この県の配信単価にない資材単価について、約3,000種類強ぐらいあるんですけども、それぞれを江南市のほうから各業者へ見積単価の徴収を行いまして、それらを設計積算システムに反映しまして、11月1日付で歩掛かりの改正だとか、単価の改正を行っております。今年度、令和4年度の予算積算については、今回の11月の単価を新年度単価ということで採用させていただいております。

このところのインフレスライドの関係ですけれども、なかなか難しい問題でして、現在のところ国とか県からはこのインフレスライドに対して特に対応してくださいみたいな通知は来ていないものですから、そのような通知があった場合については一般会計のほうの水道監理課のほうも含めて対応のほうを考えていかなきゃいけないなと思っています。

今後は、国や県の動向を注視しながら、対応していくときにはしっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○尾関委員　こちらは、必ずしも江南市独自の改定ルールとかいうものは設けるつもりもなく、従前どおりいきますよという今のところのスタンスだと考えておけばよろしいですか。

○水道事業水道部水道課主幹　そのとおりでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○三輪委員　すみません、あと2点だけお願いします。

154ページの県補助金というものが生活基盤施設耐震化等補助金ということについているわけですが、令和元年には全くなくてこれが令和2年、令和3年と増えてきているんですけれども、これは具体的にどういうことに対する補助で、これからどうなるのか見通しがあれば教えてください。

もう一点が、159ページの下般若配水場の配水ポンプの増設工事というのがあるんですけど、県水が大幅に増えるのが令和8年からとかいうことらしいですが、どうして今この配水ポンプの増設がいるのかという2点お願いします。

○水道事業水道部水道課主幹　まず、県補助金についてから御答弁させていただきます。

この補助金は、基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する工事がまず対象となります。現在、江南市水道事業を進めております基幹管路更新工事内の導水管を除いた配水池から市役所、消防署、小学校などの各種重要給水施設に向かう配水管工事が対象となっております。

また、この交付基準がありまして、交付基準は給水人口が5万人以上、か

つ大規模地震対策特別措置法に基づく地域防災対策強化地域または南海トラフ地震対策地域のいずれかの地域に属していること、また量水器13ミリメートルで1か月10立方メートルの水道料金が1,178円以上であることなどが掲げられております。

令和元年度までは料金改定以前でしたので、この交付基準を全て満たすことができていなかったと。令和2年度に料金改定をすることによってこの交付基準を満額満たしたことから交付対象となったものでございます。

続きまして、下般若配水ポンプの増設をなぜ今やるのかということでございますけれども、確かに委員おっしゃられるように、揚水規制の関係で令和8年度には1万2,800立方メートルに地下水を抑えないといかんということで、今回、下般若配水場の配水能力を向上させるために配水ポンプを1台増設するんですけれども、今5台で稼働しておって、これを令和8年度の1万2,800立方メートルにするときには最大配水量を考えたり、排水ポンプのローテーションの関係からどうしても6台必要になってきます。

この令和8年度へ向けて、配水量をいきなり上げるわけじゃなくて、やはり水道管ですので圧力がずっとかかっていると。例えば、江南市の場合ですと下般若と後飛保の配水場で圧力をかけて押さえている。これを、下般若のほうを1万5,000トンの差を一気にやると、どうしても管路の中の水の流れが変わりますので、かなりの濁水被害等が想定されます。なので、今年度ポンプを設置させていただいて、令和8年度までは試行的に、どこまで上げていくかというのはまだ流動的なんですけれども、慣らしながら随時この1万2,800立方メートルに対応していくというふうで考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長　よろしかったですか。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員　すみません、1つだけお願いいたします。

137ページのその他の雑収益のうち、小水力発電の目的外使用料と売電利益還元料についてお聞きしたいんですが、この小水力発電事業については昨年12月、議員のほうも事業開始に伴う説明会のほうに参加させていただいております。こちらについては、どのように小水力発電に係る収入の算定をし

ているのかということと、また今後どの程度の発電量を見込んでいるのかということをお聞かせいただけるとありがたいと思います。お願いいたします。

○水道事業水道部水道課主幹 昨年12月に事業の説明会を開始しました。議員の皆さん、御参加ありがとうございました。

小水力発電の開始に伴い、協定事業者である株式会社DK-Powerに小水力発電設置に伴う行政財産目的外使用料と、発電した電気を売電した利益の一部を収納していただくものです。

行政財産の目的外使用料は、小水力発電の配管や制御盤、引込柱などを設置する土地の使用料として年間3万704円を予定しております。

売買利益還元料は、令和2年12月に協定を締結しておりまして、1キロワットアワー当たり2.3円と定めて協定を結んでおります。これを、現在想定をしております年間発電量340メガワットアワーを掛けて総額78万4,300円となっております。

今回12月20日に説明会をさせていただいて、実際運用を開始しておりまして、今年度は2月までの売電実績を見ますと約82メガワットアワーとなっており、ほぼ想定どおりの発電量となっております。

○岡本委員 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時31分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和4年度江南市下水道事業会計予算

○委員長 続きますして、議案第28号 令和4年度江南市下水道事業会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書248ページ、議案第28号 令和4年度江南市下水道事業会計予算について御説明させていただきますので、別冊の特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算書及び予算説明書の164ページ、165ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和4年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして、168ページから193ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、令和4年度の予定貸借対照表、注記、令和3年度の予定損益計算書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

194ページ、195ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては上段の1款1項1目1節下水道使用料から、最下段の3項1目1節過年度損益修正益まで掲げております。

収益的支出につきましては、196ページ、197ページの上段の1款1項1目污水管きよ費から、204ページ、205ページ、4項1目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、206ページ、207ページ上段の1款1項1目1節建設改良費の為の企業債から、最下段5項2目1節他会計補助金までを掲げております。

資本的支出につきましては、208ページ、209ページの上段の1款1項1目污水管きよ整備費から、212ページ、213ページ最下段、3項1目予備費までを掲げております。内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと存じます。

なお、別冊、令和4年度当初予算説明資料の10ページに公債費の状況を、67ページから72ページに位置図などを掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　197ページの下のほうにあります雨水流出抑制施設設置等補助事業なんですけれども、これが例えば補正でまた増えたようなことがあったと思うんですけれど、昨年の補助金の604万円から494万円に少なくなっているんですけど、これはどういう理由か教えてください。

○水道部下水道課長　こちらのほうにつきましては、3年間の過去の実績値ということで算出させていただいておるものでございます。ですので、来年度につきましても予算を見込まれる申請がございましたら、また補正予算等で対応させていただきたいというふうに存じておりますのでお願いたします。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

ないですか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後3時36分　休　憩

午後3時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳出

○委員長 続きまして、議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）のうち、防災安全課が所管する補正予算につきまして御説明させていただきます。

歳出について説明させていただきますので、追加議案書の10、11ページをお願ひいたします。

10、11ページ下段の2款1項8目防災安全費に、2,395万4,000円の増額補正をお願ひするものでございます。説明欄をお願ひいたします。防災力向上事業（新型コロナウイルス感染症対策）に2,395万4,000円の増額補正をお願ひするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○岡本委員 それでは、追加議案書の11ページの下段、災害時対応事業の防災力向上事業、新型コロナの補正の件ですけれども、感染症対策として備品等の購入とありますけれども、具体的には一体何を購入したのか、たしか議場でも言っていたと思うんですけれども、聞き取れなかったのもう一度お願ひいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長　購入させていただく主なものとしたしまして、避難所におけます感染者の発生や、発生が疑われた際に感染者または障害者ですとか高齢者、乳幼児を抱えた方などの災害弱者の方を保護するための個室型のテント、これを各避難所に2張りずつ、またこの個室型のテントやトイレに乳幼児を抱えたまま入ることができるよう、乳幼児の転落防止のベルトつきの多目的簡易ベットを4台ずつ、そして衛生的な排便処理が可能となるラップ式のトイレを1基ずつ、そしてラップ式トイレの追加に伴いまして非常用発電機が1台しか配備されていない避難所に対する発電機の追加、そのほかトイレ用の消耗品やトイレ内の明かり取りのための乾電池式が多機能LED照明などを購入させていただくものでございます。

○岡本委員　今言われた中で、自動ラップ式トイレの追加と言われたんですけども、男女別ではなく感染者との区分けというのはこういうのできるものなんでしょうか、お願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長　今回、ラップ式のトイレのほう追加させていただきまして、各避難所のラップ式トイレはこれで合計2台のほうに、そしてマンホールトイレとしても使用できる簡易トイレはおおむね2台以上整備されるということになりますので、避難者の状況に合わせて男女別ですとか、感染者との区分けを行うことを想定させていただいております。

○岡本委員　最後にもう一つですけれども、非常用の発電機についてなんですけれども、追加するということですが、災害時の携帯電話等の充電に対応しているものなのかをちょっとお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長　今回導入させていただく非常用発電機につきましては、携帯電話等の充電にも対応できるインバーター式の発電機というものを予定させていただいております。

今回の導入をさせていただくことによりまして、全ての避難所にこのインバーター式の発電機が1台以上配備されるということになりますので、災害時の停電時の携帯電話等の充電にも対応可能となるものと考えております。

○岡本委員　ありがとうございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて経済環境部商工観光課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○商工観光課長 それでは、議案第29号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第1号）のうち、商工観光課が所管します補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の20ページ中段をお願いいたします。

5款1項1目労働費で、2,100万円の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、21ページの説明欄、すいとぴあ江南指定管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）で補正をお願いするものでございます。なお、31ページにはこの事業の概要を掲げております。

続きまして、22ページ上段をお願いいたします。

7款1項1目商工費で、8,853万6,000円の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、23ページの説明欄、江南市キャッシュレス決済ポイント還元事業で補正をお願いするものでございます。こちらも、32ページにこの事業の概要を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○中野委員 これはいろいろ議案質疑もあったんですけども、2,100万円のうち100万円ぐらいはWi-Fi、あと残り2,000万円が利用率向上だったりとかという部分だと思うんですけど、この積算根拠をまず教えていただきたいんですけど。

○商工観光課長 積算根拠につきましては、どういった事業をやるということの積み重ねではなく、令和3年度の4月から12月までのすいとぴあ江南の売上収入の合計を9か月で割り戻して、月平均の売上額を出ささせていただきます。あと新型コロナの影響のなかった直近ということで令和元年度の4月から2月まで、3月以降は実際新型コロナの影響が出ておりましたので、

令和元年度の11か月分の売上げの月平均のほうを計算して出ささせていただきまして、令和3年度の月平均と令和元年度、令和元年度のほうが売上収入が大きいわけなんですけれども、その差額が約170万円程ございましたので、それを年間で掛け直しますと大体2,100万円弱でしたので、今回の予算としましては2,100万円積算のほうをさせていただいております。

○中野委員 たしか令和2年9月でしたっけ、補正予算で4,100万円ぐらいついたと思うんですけれども、あれも今回のこれと同じような内容の予算でしたっけ。

○商工観光課長 積算につきましては、基本的に売上げをベースにさせていただきまして、令和2年度のほうがやはり新型コロナの影響が大きかったので、あと期間も1年分ではないんですけれども、それでも大きい金額となっております、4,100万円ということでございます。

○中野委員 今、すいとびあ江南のほうに指定管理という形でやってもらっているんですけれども、これって契約ってどういう内容になるんですか。新型コロナで、こういう形で売上げが減っているので補填というかそういう形になると思うんですけど、その辺の契約条項も入っているんですか。

○商工観光課長 今、すいとびあ江南とは指定管理事業ということで協定という形で5年間の協定を結ばせていただいております。令和でいいますと元年度から令和5年度までの5年間で結ばせていただいております、当然その協定を結ぶタイミングといいますのが、令和元年度のもう1年度前、平成30年度、9月定例会のほうで今の指定管理者を優先候補者ということで議会のほうでお認めいただいて、その際に協定して結んでいく5年分の金額も債務負担行為でお認めいただいております、そういった金額を指定管理料という形でお支払いはさせていただいておりますけれども、委員言われますような災害時というのは正直こういう感染症とか想定しておりませんので、そういったことで指定管理料を例えば増やすだとか、別で自動的にお支払いするといったものはございません。

ですので、昨年度ですと支援金という形で4,100万円お支払いさせていただいております、今回は実は実質的な損失補填という意味ではなく、令和4年度に向けての補正予算ということになりまして、レストランだとか宿泊

だとかの利用率・稼働率の向上につながるような事業を、先ほど委員おっしゃられたW i - F i のサービスを設けるといったこともお客さんにとっての利便性向上につながると思いますので、そういったものを指定管理者と我々市のほうで一緒になって考えて、市としてそれは利用率・稼働率の向上につながる事業じゃないかというものを認められれば、基本的にはこの支援金のほうを交付して精算のほうを確定させていこうというふうに考えております。

○中野委員　　これ、今後効果測定というか、効果の検証はどのように考えているのか。今回、議案質疑を聞いていると利用率向上という部分でいくと、どの辺まで利用率を回復させるような手だてを考えているのか。

例えば、さっき令和2年9月のやつも内容を見ると、ちょっとタブレットはもう1年間しか保存されていないので残っていないんですけども、以前の記録を見ると同じような内容になっているので、あれも利用率向上という部分でいくと、もしその4,100万円の利用率向上の検証はどのようにやられてるのか、やったのかなという。

○商工観光課長　　まず、令和2年度の事業のほうなんですけれども、検証と申しますか、指定管理者のほうから4,100万円の使用した経費の明細という形でいただいております。令和2年度につきましては安定した運営を継続できるための経費に充てる、実質的には損失補填に近いんですけども、そういった部分では約3,700万円充てられておまして、あとは感染症の予防策とか、要はアクリル板を購入するとか、いろいろ手指消毒液を購入するとか、そういった感染対策の費用にも使用していただいております。そちらのほうは約550万円ですので、合わせると4,240万円ぐらいを使用いただいております。ですので、令和2年度の4,100万円につきましてはそれを上回る経費で使用していただけたのかなというふうには考えておまして。

今回は、W i - F i を設置するかどうか、また指定管理者と協議して決めてまいりますけれども、そういったものでコロナ禍、もしくはコロナ禍前と比べて利用率・稼働率が、利用者がどれぐらい増加傾向にあるのかなだとか、あとレストランだとか宿泊に伴ってクーポンを配布する事業なんかもあり得ると思うんですけども、そういったことをやることによって、ふだんの申しますか、コロナ禍の利用状況だとか、コロナ禍前の利用状況とどう違っ

てくるのかというのは今後指定管理者から事業報告を出していただく中で見ていきたいなというふうに考えております。

○中野委員 前回の補正もそうだし、今回の補正もそうですけど、年間今たしか当初予算見ると1億800万円ぐらい指定管理料を出していて、それプラスこういう形でやっていくと売上げ向上みたいな企業努力がなかなかされないんじゃないかなあという気がして、その辺の前回の補正6号で出した部分が成果に上がってきて、こういう形で減ったとかそういう部分の検証ができていけばいいんですけど、なかなかコロナ禍だから全部補填していくというのはちょっと何かどうなのかなと思っていて、実際コロナ禍でも売上げを上げている部分もあると思うので、なかなかそういうのが見えてこないかなという気がして、そういう部分で言い方悪いですけど、ここそんなに甘やかすといったらあれなんですけど、こういうのってどうなのかなと思って。

○商工観光課長 今、委員御指摘のところも、この支援金を考える段階ではやはり昨年度そういったお声もほかの委員からもいただいておりましたので、今回の支援金につきましては上げて本当に結果だけ報告していただくような形ではなく、どういった利用率・稼働率の向上につながるような事業なのかというのも事前に事業計画だとか収支計画も提出していただいて、それを見て場合によっては修正していただく場合とか、違う事業案を出していただく場合もあるかもしれません。そういった形で、市のほうも強く関わっていく中で、チェックを入れるという担保を取りながら事業のほうを進めて、この支援金のほうを執行していくという考えでおります。

○中野委員 宿泊施設とかというのは、なかなかちょっと厳しい状態もあるのかなと思うんですけど、多目的ホールや会議室や、あとはレストランとかそういうところである程度補える部分、向上できる部分というのはあると思うんで、今現状低下しているのか、維持しているのか、ちょっとその辺の状況だけ。

○商工観光課長 今の現状なんですけれども、まだ2月分の報告はいただいていないので、私確認していないので、1月分までの状況で申し上げますと、収支差額といたしましてはマイナス1,870万円ぐらいになっております。

実は、指定管理者のほうもいろいろ市からのそういう支援金以外もいろいろ

ろ当たっていただいておりますはもらっております、昨年度はなかったんですが、今年度愛知県のほうで感染防止対策協力金というメニューがあるようなので、そちらのほうは1月以前に申請していただいて、1月に県のほうから指定管理者が収入としていただいております、それも含めましても600万円ほどあるんですけれども、それ含めましても今マイナス1,870万円という状況でございます。

○中野委員　　今これだけ利用率が下がっているんだったら、その大成でしたっけ、人件費とかやっぱり見直すのも必要じゃないかなと思いますので、そういうところもきちんと検証する内容にしていただきたいと思いますので、お願いします。

○委員長　　ほかに質疑ありますか。

○三輪委員　　キャッシュレス決済ポイントのことでお伺いします。

議案質疑でもあったんですけど、例えば携帯会社というのが幾つかあるんですけど、それぞれで全部使ったら、例えば1人5,000円なんですけど、それが1万円とか1万5,000円になるとかそういうことがあり得るのか、そういうことはないのか、まずお伺いします。

○商工観光課長　　キャッシュレス決済事業者を連動させるということがちょっとできませんので、今三輪委員がおっしゃられたような、例えばある何たらペイというのが例えばあったとしまして、また別のほにゃららペイとかがあったとする場合に、両方を使えるような方ですとそれぞれでちょっとポイントのほうが付与されるということにはなりません。

○三輪委員　　最初の説明のときでは、広く薄くみたいな話があって多くの人に利用していただけるということがあったんですけど、今のようなことがあるとやっぱりそういうのに使い慣れている人はいろいろそういうのでたくさん使え、さらにこれは市内の方だけじゃなくて市外の方も誰が使ったか分からないですから、使えるということになるので、ちょっとその辺が本当に公平になるのかなあという心配があります。もう一つはやっぱり私もそうなんですけどそういうのを使ったことがない人、いろいろ携帯会社なんかで講習会みたいなものがあるという話もありましたけれど、例えば市役所の中に相談に来たらそういうものの決済がどういうところで使えて、どうできるのかとい

うのを教えてもらうようなそんな場はできるのでしょうか。

○商工観光課長 使い慣れていない方向けには、今のところ見積りを取らせていただいています事業者におきましては、それぞれの店舗のほうに行っていただきますと、教室といいますか教えていただけるというのは聞いておりました、全部の事業者ではないんですけれども、中には例えば文化会館の会議室を押さえて、その会議室で教室のほうを開いて出張して講師やっていただくという形だとか、あとは先ほどもありましたけどすいとぴあ江南も研修室ございますし、布袋のほうにもふれあい会館とか研修室がございますので、その辺りの場所を使って教室のほうで高齢者の方などにスマホの使い方、キャッシュレス決済のやり方だとかを教えていただくということも想定しております。

○三輪委員 特に、これは7月1日から8月31日までという2か月間、ちょっと短い期間なので、やはり周知ですね、こういうものがあるということと、どういうことなのかということがよく分からない方もあるので、どういうものかなって、どうしようかなと思っているうちに終わっちゃうというみたいなどころもあると思うので、周知を早めにしていただいて、先ほどのようにどこへ行ったらそれが分かるのかという周知もぜひ詳しくというか、早めに。ホームページを見る方はいいんだけど、見ない方もあるので、広報など紙媒体でも早めにお知らせしていただけるようお願いいたします。

○委員長 要望としてお願いします。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時59分 休 憩

午後3時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

研修会について

○委員長 続きまして、研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、去る12月の委員会におきまして国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所防災情報課の方を講師としてお招きし、研修テーマを木曾川の水位上昇に伴う防災についてとして、令和4年2月7日に開催することとしておりました。

しかしながら、1月21日から愛知県にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、講師の方より開催日時の変更の依頼がありましたので改めて調整を行った結果を御報告させていただきます。

日程につきましては、令和4年3月24日木曜日午後2時からとし、また開催方法につきましては新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインにより開催したいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、日程は令和4年3月24日木曜日午後2時からとし、オンラインにより開催することと決定いたしました。なお、オンラインによる開催方法等詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。皆様、御協力ありがとうございました。

以上で、建設産業委員会を閉会いたします。

午後 4 時 01 分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 片山裕之